

—東京国分寺ロータリークラブ—



**インスピレーションになろう**

国際ロータリー第 2750 地区多摩中グループ

**東京国分寺ロータリークラブ**

<本計画書は重要な個人情報を収載して  
います。厳重に保管をお願いします。>

# 事業計画書目次

ロータリーの目的	4
四つのテスト	5
国際ロータリー会長メッセージ	6～7
第2750地区ガバナー挨拶	8～9
地区重点目標	10
国分寺ロータリークラブ会長挨拶	11
国分寺市の概況	12
東京国分寺ロータリークラブ概況	13
会員の推移	14～15
理事会及び委員会構成表	16
委員会活動計画	17
会計	19
会場監督	20
親睦活動・出席	21～22
プログラム	23
会員増強・維持・選考・職業分類	24
ロータリー情報・規定審議・クラブ細則	25
広報・クラブ会報・ガバナー月信・IT	26
職業奉仕・社会奉仕・青少年奉仕	27
米山奨学・国際奉仕・クラブ特別基金	28
年度別米山奨学寄付金	29～30
ロータリー財団寄付状況	31～32
職業分類充填・未充填一覧表	33～34
ポールハリス・フェロー	35～36
ベネファクター、ロータリー財団の友名簿	37～38
米山功労者・準功労者	39～40
米山留学生受入状況	41
ロータリー財団奨学生受入・派遣状況	42
青少年交換来日生受入・派遣生派遣状況	42
運営予算書	43～45
年間例会予定表	46～47
年間事業予定表	48～51
会員記念日一覧表	52～53
53年間の会務分担表	54～64
会員名簿	65
保有備品一覧表	66
東京国分寺ロータリークラブ 定款	.....
東京国分寺ロータリークラブ 細則	.....
東京国分寺ロータリークラブ 書式集	.....



## The Object of Rotary

The Object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster:

*FIRST* : The development of acquaintance as an opportunity for service;

*SECOND* : High ethical standards in business and professions; the recognition of the worthiness of all useful occupations; and the dignifying of each Rotarian's occupation as an opportunity to serve society;

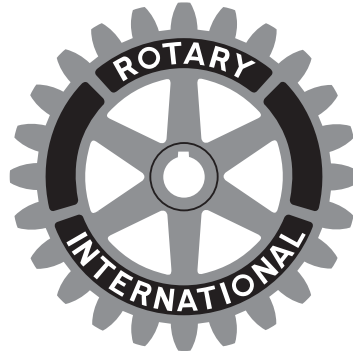
*THIRD* : The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business, and community life;

*FOURTH* : The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

## ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。



## THE FOUR-WAY TEST

Of the things we think, say or do

- 1) Is it the **TRUTH** ?
- 2) Is it **FAIR** to all concerned ?
- 3) Will it build **GOOD WILL**  
and  
**BETTER FRIENDSHIPS** ?
- 4) Will it be **BENEFICIAL** to  
all concerned ?

---

## 四つのテスト

言行はこれに照らしてから

---

- 1 真実か どうか
- 2 みんなに 公平か
- 3 好意と友情を深めるか
- 4 みんなの**ため**になるか  
どうか



## バリー・ラシン

2018-19年度 国際ロータリー会長



### 《会長略歴》

East Nassau ロータリークラブ所属  
バハマ（ニュープロビデンス島）

フロリダ大学で保健・病院運営のMBAを取得し、医療教育機関である American College of Healthcare Executives でバハマ初の特別研究員となりました。院長として37年間務めた医療機関 Doctors Hospital Health System を最近退職し、現在は顧問を務めています。全米病院協会の生涯会員で、Quality Council of the Bahamas、Health Education Council、Employer's Confederation など複数の団体の理事・委員長も務めました。

1980年にロータリー入会。RI理事を経て、現在はロータリー財団管理委員会の副管理委員長を務めています。また、RI研修リーダーとK.R. ラビンドラン 2015-16年度RI会長のエイドも経験しました。

ロータリー最高の賞であるRI超我の奉仕賞のほか、2010年ハイチ地震後のロータリーによる災害救援活動を統率したことにより多くの人道賞を受賞しています。また、エスター夫人とともに、ロータリー財団のメジャードナー、遺贈友の会会員でもあります。

## ロータリー：インスピレーションになろう

113年前の創設以来、ロータリーの役割は、世界において、また会員の人生において、絶えず進化してきました。ロータリーはその初期、会員が親睦と友情を見つけ、地域社会で人びととのつながりを築く方法を提供していました。その後ほどなくして、ロータリーに奉仕が芽生え、組織の成長とともにその影響も膨らんでいきました。間もなく、ロータリー財団の支えもあって、ロータリーの奉仕は世界中の家族や地域社会の人びとの生活を変えていくようになりました。活動の成果を高めるために、他団体とのパートナーシップや奉仕の重点分野を生み出しました。各国政府、国際団体、無数の地元や地域の保健当局と協力して、世界最大の官民協同による保健の取り組み、ポリオ撲滅にも乗り出しました。ますます多くの会員が、友情だけでなく、人助けのために行動する方法を求めてロータリーにやってくるようになりました。

ロータリーは今も、そしてこれからもずっと、ポール・ハリスが思い描いた団体であり続けます。それは、この地球上のあらゆる国の人たちが手を取り合い、自分を越えた素晴らしいことを生み出せる場所です。その一方で、今日のロータリーは、類まれな不朽の価値を提供してくれます。それは、才能、そして世界を変えようという熱意をもつ人たちの世界的なネットワークの一員となれるチャン

スです。私たちは、地域社会で行動する力が世界的な影響を生み出し、力を合わせればたいのこ  
とを実現できる能力とリソースを兼ね備えています。

全世界で、ロータリーはかつてないほど重要な存在となっており、より良い世界を築くその潜在能  
力は莫大です。残念なことに、ロータリーがどんな団体で、どんな活動をしているのかを十分に理解  
している人は多くありません。私たちのクラブ内でさえ、多くのロータリアンがロータリーについて  
十分に知らず、ロータリー会員であることの恩恵を十分に享受していません。

ロータリーの奉仕は、人びとの人生、そして地域社会を変えるものです。真に変化を生み出す奉仕  
をもっと実現するために、私たちは、ロータリーでの自分の役割、そして世界におけるロータリーの  
役割を、これまでとは違う角度でとらえる必要があります。公共イメージにもっと重点を置き、ソーシャ  
ルメディアを活用して会員基盤を築き、奉仕のスケールアップを助長してくれるパートナー組織に注  
目してもらう必要があります。より持続可能な影響をもたらす大きなプロジェクトに力を注ぎ、ロー  
タリー年度や任期を超えた活動の研究と計画に時間を費やす必要があります。一番大切なのは、前向  
きな変化を生み出し、私たちが今日直面する課題に勇気と希望、そして創造性をもって正面から立ち  
向かう意欲を、クラブ、地域社会、そして組織全体から引き出すための「インスピレーション」とな  
る必要があるのです。

ポール・ハリスが述べたように「ロータリーは、世界平和の縮図であり、国々が従うべきモデル」で  
す。私にとって、ロータリーは、単なる「モデル」ではなく、インスピレーションです。ロータリーは、  
可能性を指し示し、そこに到達する意欲を引き出し、行動を通じて世界の「インスピレーションになる」  
ための道を拓いてくれるのです。

2018-19 年度国際ロータリー会長  
バリー・ラシン



## 服部陽子

### 2018-19 年度 国際ロータリー第 2750 地区ガバナー

#### 《ガバナー略歴》

2017-18 年度国際ロータリー第 2750 地区ガバナーエレクト

2018-19 年度ガバナー

服部 陽子 HATTORI Yoko

Governor-elect, 2017-18

RI District 2750 Governor, 2018-19

【生年月日】 1952 年 5 月 10 日

【学 歴】 1975 年 3 月 上智大学 英文学科卒業

【職 歴】 1987 年 4 月 社団法人国際日本語普及協会 教師  
2010 年より理事に就任、現在に至る  
1994 年 4 月 米山化学株式会社に入社  
1995 年 4 月 学習院大学 文学部日本語日本文学科 非常勤講師  
英国マンチェスター大学・シンガポール大学等海外に於ける  
日本語教育セミナー講師 朝日カルチャーセンター講師  
1999 年 4 月 米山化学株式会社 代表取締役社長に就任、現在に至る

【ロータリー歴】 2000 年 12 月 東京広尾ロータリークラブ入会（チャーターメンバー）  
2004-05 年度 クラブ幹事  
2006-07 年度 クラブ会長  
2008-09 年度 地区ロータリー財団補助金委員長  
2009-10 年度 クラブ創立 10 周年記念実行委員長 地区補助金委員長  
2010-11 年度 地区幹事  
2011-12 年度 ガバナー補佐（山の手東グループ）  
2012-13 年度 地区研修リーダー補佐  
2015-16 年度 地区研修リーダー補佐  
2016-17 年度 地区研修リーダー補佐

ロータリー財団 メジャードナー ポール・ハリス・ソサエティメンバー  
ポール・ハリス・フェロー（マルチプル） ベネファクター  
米山功労者 第 3 回マルチプル



# インスピレーションになれるロータリークラブに！

2018-19年度バリー・ラシン RI 会長は、年度のテーマを「インスピレーションになろう」と発表されました。変化を生み出すためにもっと何かをしよう、力を発揮しようという意欲を相手の心に起こさせる存在になること、それがインスピレーションになることだと説明されました。そして、より良い世界を作りたいなら、プロジェクト計画や任務の割り振りより先に、インスピレーション（それを実現したいという意欲を高めること）から始めてくださいと語られました。

では、どうしたらインスピレーションになれるのでしょうか？「頑張って力を発揮しなさい」と書いても、なかなか相手の気持ちには届きません。でも、もし困っている人たちを救おうと一生懸命に活動している人たちの姿を目の当たりにしたらどうでしょうか？自分も何かできることをしなければ！という思いに駆られるのではないのでしょうか。それこそがインスピレーションなのでしょう。他者へのインスピレーションになるためには、時には自らの行動を持って示さなければなりません。時には自分の言葉で感動を語らなければならないのです。

ロータリーでは最近「変化」という言葉をよく耳にします。一つはロータリークラブ自体の変化が言われています。もう一つは奉仕活動により、世界をより住みやすい場所にするための持続可能な良い変化です。今、ロータリークラブに与えられた課題は、それぞれのクラブが5年後、10年後にも生き生きと元気であるために、今から自分たちのクラブが何をしていく必要があるのかを考え、それを実行していくことです。同時に世界をより良い場所にしていくために行動することです。この二つの旋風が2750地区中に巻き起ったらどんなに素晴らしいことでしょう。

そのためには、会員とクラブが、クラブと地区が、地区と RI が、いつもつながっていなければなりません。2018-19年度の地区運営は、地区内の「つながり」を大切にしていきます。その環境作りとして、ホームページのアプリケーション化や地区情報誌「ガバナー月信特別号」の発行、会員のみなさんが交流できる機会を増やす等を実行していきますので、どうぞ十分に活用なさってください。つながってこそ、お互いにインスパイアー（よい影響を与える、やる気を起こさせる）し合えて、ロータリーとして一つの大きな力になれるのです。みなさんの力をつないで、あと一歩まで来たポリオ撲滅を実現しましょう。地域社会、国際社会に良い変化を生み出す奉仕活動を行っていきましょう。又、ラシン会長の方針の一つであるロータリーデーを開催し、ロータリーの外へ向けてもインスピレーションを広げていきましょう。

地区内のロータリークラブが、それぞれ良いインスピレーションとなって、地域を、世界をより良い場所に変えてください。

# 国際ロータリー第 2750 地区 2018-19 年度 地区重点目標

## I. RI テーマ、ロータリーのビジョン声明、RI 会長強調事項の推進

RI テーマ「インスピレーションになろう」

BE THE  
INSPIRATION

ロータリーのビジョン声明

私たちロータリアンは、世界で、地域社会で、そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を生むために、人びとが手を取り合って行動する世界を目指しています。

RI 会長強調事項

1. ポリオ撲滅の達成
2. クラブのサポートと強化 人道的奉仕の重点化と増加 公共イメージと認知度の向上
3. インターアクトクラブ、ローターアクトクラブの増大
4. ロータリーデーの開催

## II. 地区運営方針 ～つながりを大切に～

1. 地区戦略計画に基づき、継続性、一貫性のあるクラブ
2. 支援を行う
3. 地区委員会間の連携よく協力体制でクラブを支援する

## III. 地区推進事項

1. ポリオ撲滅の達成
2. クラブの基盤強化・維持の支援
  - ・クラブ戦略計画立案、実施の支援
  - ・新会員のための研修
  - ・クラブを超えた同好会の支援
3. 会員・ロータリークラブ・地区・RI のつながりを強化する
  - ・地区ホームページの充実・アプリケーションの制作
  - ・MY ROTARY 活用を支援
  - ・地区情報提供誌「ガバナー月信特別号」の発行
4. 地区補助金、グローバル補助金を活用したプロジェクトの立案・実行の支援
5. ロータリー認知度向上のためのロータリーデーの実施
6. 2020 東京オリンピック、パラリンピックの支援

## IV. 会員基盤の強化に関するクラブへの推奨

1. クラブ戦略計画に基づいた会員増強目標の達成
2. 女性会員の増強、若い世代（特に 40 歳未満）の会員の増強

## V. ロータリー財団への支援

年次基金への寄付 1 人：\$150 ポリオプラスへの寄付 1 人：\$30  
ベネファクター 会員 99 名までのクラブ：1 名 会員 100 名以上のクラブ：2 名  
メジャードナー 地区で 12 名以上（レベル 1～レベル 4）  
ポール・ハリス・ソサエティ 新規入会者：30 名

## VI. 公益財団法人ロータリー米山記念奨学会への支援

地区として特別寄付と普通寄付を合わせて 1 億円



## 『友愛伝播 心ひとつに』

2018-19 年度  
東京国分寺ロータリークラブ  
会長 中村 早苗

この度、伝統ある東京国分寺ロータリークラブ第 53 代会長を拝命し、その重責に身の引き締まる思いと共に、改めて歴史を受け継ぐタスキの重みを強く感じております。

諸先輩方の築き上げた 52 年間の歴史を尊重し、新たに 53 年目の一年をしっかりと前に進め、後世につなぐ 1 ページとなるべく精進して参ります。どうぞ宜しくお願いいたします。

今年度のバリー・ラシン RI 会長のテーマは「BE THE INSPIRATION インスピレーションになろう」です。何か大きなことに挑戦しようという意欲を、クラブや他のロータリアンに与え、次世代に持続可能な活動を行うよう呼びかけています。

本年度の活動は RI 会長、服部ガバナーの方針をもとに、地区重点目標の達成を掲げ、従来の持続すべき奉仕活動をさらに引継ぎ、また地域のためになるような奉仕活動も以下のように企画し、実施致します。

1. 地域の子ども達を元気にする青少年支援活動 国分寺 RC カップ 少年サッカー大会
2. 障害者とともに楽しむ芋ほり大会の開催
3. 地元の小・中学校と協同開催するニコニコアート展
4. 純増 5 名の会員増強と退会者 0 名目標
5. 介助犬・聴導犬の育成支援・啓蒙活動
6. ロータリーデーの開催
7. 活気ある例会づくり
8. 親睦活動の充実 自他クラブ同好会への参加 グラム地区大会への参加
9. カンボジア教師育成支援プロジェクト共同事業への支援
10. 青少年交換派遣生の支援・RYLA セミナー受講生への支援

今年度、会長幹事はすべての会員を心から愛し大切にし、相互の友情がさらに深まるよう一年間楽しいクラブの魅力を発信し、会員を大きな輪につなげ、心ひとつに活動していけるよう、一生懸命取り組みます。クラブの運営も歴史ある当クラブの伝統、格式を守り、前向きに課題に向き合い変化に対応し、多くの方にロータリークラブの活動の素晴らしさを広げていけるように自らが率先して行動してまいります。

会員の皆様および、ご家族、またロータリー奉仕・親睦活動に関わるすべての皆様のかかわらぬご支援、ご協力、ならびにご指導を心よりお願い申し上げます。

# 国分寺市の概況

国分寺市には、今から約3万年ぐらい前(旧石器時代)から原始的な石器を使って狩や猟をして生活する人々が小さな集団を作って住んでいました。このことは丸山、恋ヶ窪付近から発見された石器などから分かっています。

西暦645年、史上有名な大化の改新が行われ、国策上諸国に国司郡領の制が設けられるようになると、武蔵国の国府が今の府中市に置かれ、つづいて天平13年(西暦741年)には、市名の起源となった国分寺の建立がはじめられました。国府設置と国分寺建立により政治・文教の中心として経済・交通・文化・産業などが発達し、府中と並んで国分寺は多摩地方における中核的存在をなしていました。

明治22年、甲武鉄道(今の中央線)が中野―立川間に開通し、国分寺駅が新設され、さらに27年、国分寺―東村山間に川越線(今の西武国分寺線)が開通し、交通機関を利用する人々が急激に増え、北多摩における交通の中心となりました。

大正12年の関東大震災ののちには、家を焼かれた東京市民がたくさんこの地に移り住むようになり、今まで純農村として続いてきた村の性格は東京地区の開発により大きく変化し、郊外住宅地として発展し、昭和15年2月11日に町制をしました。戦後になると、バスなどの町内交通機関の発達と農業経営の方針も変わり、農村地帯の山林や畑まで商工業者や通勤者の住宅や工場が建ち並び、畑は減り農家の若い人達も他の仕事につくようになってきました。つづいて都市ガス、町営水道などが設置され、次第に都市型形態が整備されるに及び、人口の増加は著しく、昭和39年11月に市制をしき、国分寺市へと衣替えしました。

昭和48年には人口は8万人を越え、ようやく人口の増加もにぶりはじめました。また、昭和48年4月には外環状線としての武蔵野線が開通し、国分寺―国立の中間に西国分寺駅が開設され、多摩近郊地域の交通要衝地としてますます重要性を高めました。

昭和59年には市制20周年を迎え、全市をあげて「市制20周年記念式典」が盛大に挙行されました。以降「国分寺まつり」として毎年11月初旬に全市を上げて祭典が行われています。

昭和63年12月、長年の念願でもあった国分寺駅南北自由通行路が確保され、さらに特別快速電車が停車する事になりました。また、平成元年には国分寺駅ビルが完成し大型店舗が進出、西国分寺駅北口も再開発が控えております。また、平成26年には市制施行50周年を迎え、記念式典を11月3日に厳粛且つ盛大に執り行われ、次の100周年へ向けたスタートを切ることができました。また平成27年7月から着工していた国分寺駅北口再開発ビル cocobunji EAST・WEST が平成30年3月30日に完成し、商業施設などが順次オープンしております。また、国分寺市では姉妹都市として平成5年にオーストラリアのマリオン市、平成17年には新潟県佐渡市と締結しております。国分寺市は自然環境に恵まれた古い歴史と近代文化の都市としての発展を続けております。

## 東京国分寺ロータリークラブ概況

区	域	東京都国分寺市全域
創	立	1966年5月17日
承	認	1966年6月24日
スポンサークラブ		東京小金井ロータリークラブ
例	会 日	毎週火曜日 12:30～13:30
例	会 場	東京都国分寺市本町3-11-12 多摩信用金庫国分寺支店3F
事	務 局	東京都国分寺市南町3-20-3 国分寺ターミナルビル8F ※2018年12月末まで下記へ一時移転 国分寺市本町3-5-5 アリガトウビル 202 電話 042-322-6480 FAX 042-322-5800
ホ ー ム ペ ー ジ		<a href="http://www.tokyokokubunjirc.org/">http://www.tokyokokubunjirc.org/</a>
E メ ー ル		tky-kokubunji.rc@an.wakwak.com

2018年7月1日現在

会員の内訳		年齢別表	
正会員	36名	30歳代	0名
名誉会員	0名	40歳代	7名
		50歳代	10名
		60歳代	9名
		70歳代	3名
		80歳代	7名
合計	36名	平均年齢	63.14歳

## 会員の推移

(52年度期末)

年 度	期首	入会者	退会者	死亡	増減	期末	平均年齢
1年度(1966～67)	28名	8名	4名	0	+4名	32名	
2年度(1967～68)	32名	6名	5名	0	+1名	33名	
3年度(1968～69)	33名	10名	6名	1名	+3名	36名	
4年度(1969～70)	36名	7名	5名	1名	+1名	37名	
5年度(1970～71)	37名	9名	4名	0	+5名	42名	53.9歳
6年度(1971～72)	42名	8名	5名	0	+3名	45名	53.8歳
7年度(1972～73)	45名	8名	5名	0	+3名	48名	54.7歳
8年度(1973～74)	48名	7名	5名	2名	0	48名	54.3歳
9年度(1974～75)	48名	8名	4名	2名	+2名	50名	54.3歳
10年度(1975～76)	50名	6名	4名	1名	+1名	51名	54.5歳
11年度(1976～77)	51名	6名	3名	0	+3名	54名	55.5歳
12年度(1977～78)	54名	10名	8名	2名	0	54名	56.0歳
13年度(1978～79)	54名	5名	5名	0	0	54名	54.0歳
14年度(1979～80)	54名	7名	3名	0	+6名	60名	54.2歳
15年度(1980～81)	60名	5名	9名	0	4	56名	55.0歳
16年度(1981～82)	56名	7名	3名	0	+4名	60名	55.63歳
17年度(1982～83)	60名	5名	2名	0	+3名	63名	56.1歳
18年度(1983～84)	63名	9名	5名	0	+4名	67名	56.85歳
19年度(1984～85)	67名	4名	4名	0	0	67名	57.50歳
20年度(1985～86)	67名	11名	7名	0	+4名	71名	57.27歳
21年度(1986～87)	71名	5名	6名	1名	-1名	70名	57.80歳
22年度(1987～88)	70名	8名	8名	1名	-1名	69名	57.53歳
23年度(1988～89)	69名	8名	5名	2名	+2名	71名	57.91歳
24年度(1989～90)	71名	10名	9名	0	-1名	70名	57.97歳
25年度(1990～91)	69名	8名	7名	0	+1名	70名	58.44歳
26年度(1991～92)	69名	5名	5名	0	0	69名	58.51歳
27年度(1992～93)	69名	11名	14名	0	-3名	66名	58.07歳
28年度(1993～94)	66名	12名	6名	0	+6名	72名	58.20歳
29年度(1994～95)	72名	7名	11名	0	-4名	68名	58.42歳
30年度(1995～96)	67名	7名	5名	0	+2名	69名	59.01歳
31年度(1996～97)	69名	7名	9名	0	-2名	67名	58.92歳
32年度(1997～98)	67名	5名	6名	0	-1名	66名	60.30歳
33年度(1998～99)	64名	4名	8名	0	-4名	60名	60.21歳
34年度(1999～00)	60名	6名	4名	0	+2名	62名	61.16歳
35年度(2000～01)	62名	3名	5名	1名	-3名	59名	63.47歳
36年度(2001～02)	59名	7名	5名	2名	0	59名	63.05歳
37年度(2002～03)	55名	4名	1名	2名	+1名	56名	63.92歳

年 度	期首	入会者	退会者	死亡	増減	期末	平均年齢
38年度(2003～04)	54名	5名	3名	2名	0	54名	64.75歳
39年度(2004～05)	51名	6名	1名	0	+5名	56名	65.14歳
40年度(2005～06)	56名	5名	3名	0	+2名	58名	65.36歳
41年度(2006～07)	54名	7名	3名	0	+4名	58名	65.56歳
42年度(2007～08)	54名	4名	1名	0	+3名	57名	65.96歳
43年度(2008～09)	54名	3名	6名	1名	-3名	50名	66.60歳
44年度(2009～10)	50名	4名	7名	2名	-5名	45名	67.13歳
45年度(2010～11)	45名	1名	6名	2名	-5名	40名	66.76歳
46年度(2011～12)	41名	6名	11名	1名	-4名	36名	65.75歳
47年度(2012～13)	36名	7名	3名	0	+4名	40名	65.25歳
48年度(2013～14)	40名	6名	2名	1名	+4名	44名	65.05歳
49年度(2014～15)	44名	6名	5名	0	+1名	45名	64.42歳
50年度(2015～16)	45名	4名	3名	0	+1名	46名	64.17歳
51年度(2016～17)	46名	4名	8名	1	-5名	41名	64.54歳
52年度(2017～18)	41名	6名	11名	3	-4名	36名	63.14歳

# 2018-19 年度 理事会及び委員会構成表

◎印 役員

役員・理事 構成表			
◎会 長	中村 早苗	理 事	井口 朗
◎直前会長（会計監査）	馬場 文彦	理 事	飯沼 克美
◎会長エレクト	照木 信久	理 事	濱仲 幸弘
◎幹 事	穴戸 隆介	理 事	高橋 正典
◎会 計	高野 善弘	理 事	関口 英朗
◎会場監督	藤岡 秀樹	理 事	峰岸 正明
		理 事	丸岡 真一郎

※印 重複者

委員会 構成表			
委員会	委員長	副委員長	委 員
●クラブ管理運営委員会 統括 藤岡 秀樹			
会場監督	藤岡 秀樹	神尾 研二	※田中 一也 吉田 賢二 池田 輝彦 ※高野 善弘 ※小林 晶
親睦活動・出席	飯沼 克美	岡田 俊介	亀田 裕彦 田中 昇 津野田 範昌 高根 健一 中島 米治郎 井澤 邦夫 林 紀久子 ※丸岡 真一郎 芦谷 公稔
プログラム（副幹事）	井口 朗	田中 一也	大平 恵吾
●会員増強委員会 統括 濱仲 幸弘			
会員増強・維持・選考・職業分類	濱仲 幸弘	小椋 克廣	谷田 成雄 ※神尾 研二
ロータリー情報・規定審議・クラブ細則	馬場 文彦	鳥居 尚之	富永 義博 ※清水 裕二
●公共イメージ委員会			
広報・クラブ会報・ガバナー月信・IT	高橋 正典	尾作 義明	※井口 朗 清水 裕二
●奉仕プロジェクト委員会 統括 関口 英朗			
職業奉仕・社会奉仕・青少年奉仕	関口 英朗	峰岸 正明 丸岡 真一郎	※神尾 研二 ※尾作 義明 ※吉田 賢二 ※岡田 俊介 ※池田 輝彦 ※小林 晶
●ロータリー財団委員会 統括 近藤 裕			
米山奨学・国際奉仕・クラブ特別基金	近藤 裕	小川 泰正	※峰岸 正明

## ◆ 地区出向者

氏 名	諸 団 体
峰岸 正明	ロータリー財団委員会・ロータリー平和フェロシップ委員会

## ◆ 国分寺市関係出向者

氏 名	諸 団 体
飯沼 克美	社会福祉協議会 理事
藤岡 秀樹	社会福祉法人ななえの里 第9期評議員
井口 朗	東京都共同募金会国分寺地区 第9期理事
関口 英朗	障害者福祉を進める会 役員
近藤 裕	国分寺市国際協会 役員
中村 早苗	国分寺市社会を明るくする運動 役員
清水 裕二	社会福祉法人けやきの杜（国分寺市障害者就労支援センター運営委員会）委員



2018-19 年度

# 委員会活動計画

自 2018 年 7 月 1 日  
至 2019 年 6 月 30 日



# 会 計

委員長 高野 善弘

国分寺ロータリークラブの規模、今年度の活動内容を把握して会計の責務を果たしてまいります。会員数による限られた会費収入を、収支のバランスを維持しながらクラブの運営と各委員会活動を支援してまいります。

推奨ロータリークラブ細則及び国分寺ロータリークラブ細則に基づき、正確かつ透明性ある会計処理を行い、また、毎月の収支実績及び予算の執行状況を理事会において会計報告を行ってまいります。

〈クラブ管理運営委員会〉

会場監督

委員長	藤岡	秀樹
副委員長	神尾	研二
委員	※田中	一也
委員	吉田	賢二
委員	池田	輝彦
委員	※高野	善弘
委員	※小林	晶

例会は、ロータリアンの知識や所属する業界情報の相互交換、新しい知識などを習得するためのコミュニケーションや友情を深める親睦の場であり、ロータリーの理念を学び、自己改善を積み、お互いが切磋琢磨して奉仕の心を醸成する場でもあります。例会の出席は、ロータリアンの3大義務（例会出席、会費の納入、及びロータリー雑誌の講読）のひとつです。

会場監督委員会は事業に従事すべき貴重な時間を割いて例会に参加される会員の方々に、それに値するメリットと楽しさを提供しなければなりません。

会長の所信である「友愛伝播 心ひとつに」の基、会員の皆様が“変化を生み出すための努力、各自の能力を発揮する意欲を相手（会員のみならず多くの市民の方々）の心に起こさせる存在”となれ、また、会員皆様が心ひとつとなれる場を提供できるような例会を運営して参ります。

【方針】

- ・お客様も含めた会員相互の親睦と友情が更に深められ、活気ある雰囲気醸し出すために奉仕活動・出席委員会及びその他の委員会との連携を図ります。
- ・歴史ある当クラブの伝統、格式を守りながらも、一つ一つの事項を省みて変化をもたらす例会の運営とします。
- ・例会の円滑な進行のために会長、幹事、各委員会、事務局と調整及び連携を図ります。
- ・経験の浅い会員と経験豊かな会員との円滑なコミュニケーションが取れる席の配置を考慮します。
- ・卓話講師の方が気持ちよく円滑に講演ができるように、事前の準備及び対応を確実にを行います。

〈クラブ管理運営委員会〉

親睦活動・出席

委員長	飯沼	克美
副委員長	岡田	俊介
委員	亀田	裕彦
委員	田中	昇
委員	津野田	範昌
委員	高楯	健一
委員	中島	米治郎
委員	井澤	邦夫
委員	林	紀久子
委員	※丸岡	真一郎
委員	芦屋	公稔

親睦とは、ロータリークラブで育まれる友情です。親睦は、会長がクラブの活動やプロジェクトに積極的に取り組むための鍵となります。今年度の親睦活動委員会では、中村会長の方針である「親睦活動の充実 自他クラブ同好会への参加 グアム地区大会への参加」とあります。親睦活動の原点に立ち返り、会員相互の友情と信頼をさらに深め、会員皆様の貴重なご意見を頂戴しながら誠実で楽しい例会の実現に向けて邁進する所存です。これらを通じて会員増強・維持にもつながるよう、SAA 委員会、プログラム委員会との緊密な連携、協力をしながら楽しい親睦活動を行っていきます。

主な年間事業は、次の通りです。

- 1 納涼例会 日立泉水クラブ
- 2 夜間合同例会 三鷹 RC (三鷹 RC 担当)
- 3 忘年家族例会 立川グランドホテル
- 4 蕎麦例会
- 5 新年親子合同例会 (武蔵国分寺 RC 担当)
- 6 親睦旅行 (グアム地区大会)
- 7 観桜例会 (国立白うめ RC 合同)
- 8 最終例会 パレスホテル立川  
夜間例会 (8 回)

活気ある例会を行うためには、出席することが基本です。それによって、会長幹事をはじめ各会員からの情報をとおして、奉仕理念を学び、自分の人格を高め、その高められた心をもって自分の職業や業界において自らが先頭に立って、奉仕活動をすることです。当クラブは創立以来、高い出席率を維持しております。常に出席率 100%を目指します。仕事の都合で出席出来ない場合は必ずメイクアップを利用しましょう。病気やけがの場合は出席免除の申請をしましょう。出席委員会がサポートいたします。

年 度	年間平均出席率	年 度	年間平均出席率	年 度	年間平均出席率
1966～67	97.14 %	1984～85	98.65 %	2002～03	97.73 %
1967～68	99.27 %	1985～86	98.92 %	2003～04	97.44 %
1968～69	98.22 %	1986～87	99.55 %	2004～05	97.41 %
1969～70	98.50 %	1987～88	99.04 %	2005～06	97.01 %
1970～71	96.35 %	1988～89	98.47 %	2006～07	96.74 %
1971～72	99.22 %	1989～90	98.47 %	2007～08	94.73 %
1972～73	99.78 %	1990～91	98.67 %	2008～09	96.20 %
1973～74	98.53 %	1991～92	97.91 %	2009～10	92.32 %
1974～75	98.74 %	1992～93	98.00 %	2010～11	95.20 %
1975～76	98.80 %	1993～94	98.38 %	2011～12	93.93 %
1976～77	96.49 %	1994～95	98.17 %	2012～13	94.02 %
1977～78	97.07 %	1995～96	98.44 %	2013～14	92.37 %
1978～79	98.86 %	1996～97	98.39 %	2014～15	93.70 %
1979～80	97.62 %	1997～98	97.48 %	2015～16	95.44 %
1980～81	98.41 %	1998～99	97.71 %	2016～17	92.31 %
1981～82	98.20 %	1999～00	98.07 %	2017～18	. %
1982～83	98.83 %	2000～01	97.64 %		
1983～84	98.90 %	2001～02	97.18 %		
52年間 平均. %					

〈クラブ管理運営委員会〉

プログラム

委員長 井口 朗  
副委員長 田中 一也  
委員 大平 恵吾

当委員会の役割は、例会において効果的なプログラムを提供・推進することにあります。特に今年度は会長のテーマ「友愛伝播 心ひとつに」会員の皆様を心から愛し大切に、相互の友情がさらに深まり、メンバーひとり一人がロータリアンの自覚のもとに積極的に楽しく参加できるプログラムを企画してまいります。

- 1 ロータリー月間テーマに即した卓話によりロータリー活動の理解を図る
- 2 地域の子供たちを元気にしている方々に卓話を依頼する
- 3 卓話に関する他クラブ・地区の情報を収集することにより、評価の高い卓話を提供する
- 4 会員卓話を充実し、会員相互の信頼と親睦を深めるようなプログラムを考える

会員の皆様から貴重な意見を頂ければ、委員会としても大きな励みとなります。宜しくお願い致します。

〈会員増強委員会〉

## 会員増強・維持・選考・職業分類

委員長	濱仲	幸弘
副委員長	小椋	克廣
委員	谷田	成雄
委員	※神尾	研二

ここ10年間の会員の推移をみますと、平均年齢は徐々に下がってきているにも関わらず、会員数は減少傾向が続いています。クラブとしての活動基盤を維持するには、会員増強・会員維持は必要不可欠な最重要課題です。

当委員会の役割は、中村会長の方針に沿って、会員の増強を図り、クラブの発展を維持することにあります。委員会一同、心を合わせて励みたいと思います。

● 目 標 会員純増5名、退会者0名

しかしながら、会員増強という大きな仕事は、一委員会のみでは到底達成できない事業でもあります。ぜひ、会員の皆様一人ひとりが考えられる限りにおいて、当委員会へのご支援ご協力をお願いいたします。

会員選考に当たっては、推薦された入会予定者の人柄及び専門職業人としての社会的評価を重視し、会員候補者として相応しいかどうかを検討し、理事会に報告いたします。

職業分類は、入会候補者の推薦があるごとに検討します。

会員の皆様から貴重なご意見と入会候補者の推薦をいただければ、委員会としても大きな励みとなります。よろしくをお願いいたします。



〈会員増強委員会〉

## ロータリー情報・規定審議・クラブ細則

委員長	馬場	文彦
副委員長	鳥居	尚之
委員	富永	義博
委員	※清水	裕二

本年度の基本方針に沿って、会員にロータリーに関する情報等を提供し、クラブの活性化を図り会員の増強、拡大ができますよう、下記項目の内容を実施して参ります。

- 1・会員候補者に、ロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供する。
- 2・会員にロータリー、その歴史、目的、規模、活動に関する情報を提供する。
- 3・入会后、経験年数が短い会員に対し、炉辺会合等を通じ他の会員との親睦を図る。

規定審議・細則委員会については、昨年度の細則変更を受け、その内容の周知徹底を図ると同時に、常に時代の変化に対応し、クラブ運営が出来ることを目指して、会員皆様のご理解をいただけるよう、努力をして参りたいと思います。

〈公共イメージ委員会〉

広報・クラブ会報・ガバナー月信・I T

委員長 高橋 正典  
副委員長 尾作 義明  
委員 ※井口 朗  
委員 清水 裕二

活動目標としてロータリークラブの対外的な広報活動を通じ、地域社会に貢献し、公共イメージと認知度の向上に努める。本年度は特にホームページを刷新し、積極的PRに努め、また、地区のホームページ更新に伴いスマートフォン（レスポンスWebデザイン）対応し、閲覧しやすいホームページを目指す。以下の項目が重点課題とする。

- ① 「ロータリーの友」、「ガバナー月信」、「クラブ週報」の購読促進および重要課題の抜粋、周知徹底を図る。
- ② クラブホームページの充実:情報発信の拠点、会員の紹介、クラブPRおよび行事（卓話情報等）の告知。
- ③ 会員のIT活用支援（電子メール利用促進、会員個別サポート）。
- ④ 会員の広報活動における企画・運営方針等を理解し、率先して広報、IT活動を促進する。必要に応じ、外部メディアの活用も検討する。
- ⑤ 週報の作成に当たっては、会員自らの原稿提出により、内容の正確さと効率性を高める。

〈奉仕プロジェクト委員会〉

職業奉仕・社会奉仕・青少年奉仕

委員長	関口	英朗
副委員長	峰岸	正明
副委員長	丸岡	真一郎
委員	※神尾	研二
委員	※尾作	義明
委員	※吉田	賢二
委員	※岡田	俊介
委員	※池田	輝彦
委員	小林	晶

今年度より、奉仕プロジェクト委員会は、職業奉仕・社会奉仕・青少年奉仕を一括して担当することになりました。メンバーの数には限りがありますが、これまでにクラブが継続的に実施してきました社会奉仕事業はもとより、新たにサッカーを通じて、地域の子どもたちを元気にする青少年健全育成支援活動『東京国分寺ロータリークラブカップ（少年サッカー大会）』を開催いたします。（これを継続事業のスタートととらえたい。）

2018-19年度RIバリー・ラシン会長は、『インスピレーション（それを実現したいという意欲を高めること）になろう』をRIテーマに、第2750地区服部ガバナーは、『インスピレーションになれるロータリークラブに！』を地区テーマにしました。

そして、東京国分寺ロータリークラブ中村会長は、『友愛伝播 心ひとつに』をテーマとして、歴史ある本クラブの伝統・格式を守り、前向きに課題に向き合い変化に対応し、多くの方にロータリークラブの活動の素晴らしさを広げていけるように自らが率先して行動していく覚悟を示されています。

ロータリーの両輪は、『親睦と奉仕』です。お互いの親睦活動を通して、奉仕活動へと繋がります。『他人に対する思いやりの心』を奉仕への規範とし、各人の職業・家庭生活・社会生活を通じて、地域社会に奉仕の輪を広げていきたいと考えております。

具体的な活動は、

1. 平兵衛まつりに参加して、ロータリーの公共イメージUPのための企画・実施
2. 障がい者の皆様を招待し、共に楽しむ「第5回 芋ほり大会」の企画・実施
3. 地域の子どもたちを元気にする青少年支援活動「第1回 東京国分寺ロータリークラブカップ（少年サッカー大会）」の企画・実施
4. 国分寺まつりに参加して、ロータリーの公共イメージUPのための企画・実施
5. 介助犬・聴導犬育成支援ならびに啓蒙活動の企画・実施
6. 障がい者美術展「第4回 ニコニコアート展」の企画・実施
7. カンボジア教師育成支援プロジェクトへの参加
8. ロータリー青少年指導者養成プログラム（RYLA）受講生への支援
9. ロータリー青少年交換プログラム・交換派遣生への支援

これらを良き社会奉仕の機会として、全ての会員が社会奉仕をより深く理解し、参加協力していただくことにより、更なるロータリーへの関心を深めてもらい、中村会長のテーマ、『友愛伝播 心ひとつに』が成し遂げられるよう努力してまいりますので、一年間、会員皆様のご指導とご協力をどうぞ宜しくお願い申し上げます。

奉仕プロジェクト委員会は理事・役員との連携を密にし、各委員会並びに全会員とは情報等を速やかに共有し、奉仕活動に邁進する所存ですので、皆様のご理解・ご協力・ご支援を賜りたくお願い申し上げます。

〈ロータリー財団委員会〉

## 米山奨学・国際奉仕・クラブ特別基金

委員長 近藤 裕  
副委員長 小川 泰正  
委員 ※峰岸 正明

米山奨学事業は、全国のロータリアンからの寄附金を財源として、日本で学ぶ外国人留学生に奨学金を支給し、支援する国際事業です。

日本最大の民間奨学事業であり、ロータリークラブを通じて日本の文化・習慣などに触れ、社会参加と貢献の意識を育て、国際平和の創造と意地に貢献する人となることを期待するものです。寄附金については、普通寄附金と特別寄附金とがあり、また外部の方の寄附も受け付けています。会員の皆様のご協力をお願い致します。

### 国際奉仕事業

わがクラブは創立以来、東南アジアの諸国に対し、難聴児童に対する補聴器等の物的支援・タイ国聴覚障害児童教育者の日本における研修（リオン株式会社の協力）等の人的支援を10年間に亘り実施し、国際交流と親善に寄与し、その実績は高く評価されました。2008-09年度には、タイ・バンコクのR.C.とマッチンググランドを実施して、チュンライの奥地の小学校に井戸を掘り、浄化装置を設備して飲料水装置を完成しました。

今年度は下記の方針に沿って活動を進めて参ります。

- 1) 国際奉仕の地区の方針に沿って活動を検討する。
- 2) 奉仕プロジェクトグループの一員として、関係委員会と協力し、連携を密にする。
- 3) 国分寺市の地域活動（国際協会）との関わりの中で活動を検討する。

以上を踏まえて活動して参りますので、会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

クラブ特別基金は、クラブ創立10周年の記念事業の一環として「恒久的なクラブ資金の確保により、適正・有効なロータリー活動を行ない、クラブを活性化することを目的とする」として発足しました。今後も必要に応じ、会員の皆様の賛同を得ながら、規則に則り運用して参りますので、よろしくご協力をお願い致します。

## 年度別米山奨学寄付金

(単位：円)

年 度	年額 1 名当	普通寄付金	特別寄付金	累計(過去共)
1976～77	3,000	154,500		
1977～78	3,000	160,500	851,142	1,990,292
1978～79	3,000	154,500	600,000	2,744,792
1979～80	3,000	171,000	1,590,000	4,505,792
1980～81	3,000	180,000	990,000	5,675,792
1981～82	3,000	171,000	90,000	5,936,792
1982～83	3,000	186,000	630,000	6,752,792
1983～84	3,000	192,000	960,000	7,904,792
1984～85	3,000	202,500	2,310,000	10,417,292
1985～86	3,000	205,500	1,165,064	11,787,856
1986～87	3,000	210,000	1,200,000	13,197,856
1987～88	3,000	213,000	390,000	13,800,856
1988～89	3,000	210,000	1,120,000	15,130,856
1989～90	3,500	245,000	1,170,000	16,545,856
1990～91	4,000	274,000	930,000	17,749,856
1991～92	4,000	278,000	330,000	18,357,856
1992～93	4,000	270,000	1,140,000	19,767,856
1993～94	4,000	274,000	780,000	20,821,856
1994～95	4,000	282,000	1,140,000	22,243,856
1995～96	4,000	270,000	668,000	23,181,856
1996～97	4,000	306,000	380,000	23,867,856
1997～98	4,500	301,500	1,120,000	25,289,356
	地区大会決議による寄付		64,383	25,353,739
1998～99	4,500	279,000	590,000	26,222,739
	I M記念による寄付		12,500	26,235,239
	クラブ扱いによる寄付		60,000	26,295,239
1999～00	5,000	302,500	980,000	27,577,739
	I M記念による寄付		12,400	27,590,139
2000～01	5,000	307,500	860,000	28,757,639
	クラブ扱いによる寄付		705,000	29,462,639

年 度	年額 1 名当	普通寄付金	特別寄付金	累計 (過去共)
2001 ~ 02	5,000	292,500	410,000	30,165,139
2002 ~ 03	5,000	282,500	440,000	30,887,639
2003 ~ 04	5,000	267,500	420,000	31,575,139
	クラブ扱いによる寄付		225,000	31,800,139
2004 ~ 05	5,000	257,500	160,000	32,217,639
	クラブ扱いによる寄付		225,000	32,442,639
2005 ~ 06	6,000	336,000	140,000	32,918,639
	創立記念特別寄付		150,000	33,068,639
2006 ~ 07	6,000	324,000	110,000	33,502,639
2007 ~ 08	6,000	330,000	510,000	34,342,639
2008 ~ 09	6,000	318,000	100,000	34,760,639
2009 ~ 10	5,000	250,000		35,010,639
2010 ~ 11	5,000	215,000	110,000	35,335,639
	創立記念特別寄付		100,000	35,435,639
2011 ~ 12	5,000	200,000	100,000	35,735,639
2012 ~ 13	5,000	187,500	208,604	36,131,743
2013 ~ 14	5,000	207,500	200,000	36,539,243
2014 ~ 15	5,000	225,000	200,000	36,964,243
2015 ~ 16	5,000	230,000	100,000	37,294,243
	創立記念特別寄付		150,000	37,444,243
2016 ~ 17	5,000	230,000		37,674,243
2017 ~ 18	5,000	192,500	100,000	37,966,743

## ロータリー財団寄付状況

(単位：ドル)

年 度	年度別寄付金額	累 計 額	適 要
1973年6月	9,234.91	9,234.91	
1974年6月	2,825.06	12,059.97	
1975年6月	4,127.47	16,187.44	
1976年6月	0.00	16,187.44	
1977年6月	6,094.90	22,282.34	
1978年6月	0.00	22,282.34	
1979年6月	16,757.23	39,039.57	
1980年6月	5,750.00	44,789.57	
1981年6月	3,211.00	48,000.57	
1982年6月	3,169.82	51,170.39	
1983年6月	1,000.00	52,170.39	
1984年6月	6,300.35	58,470.74	
1985年6月	4,008.01	62,478.75	
1986年6月	5,153.75	67,632.50	
1987年6月	7,617.94	75,250.44	
1988年6月	82,626.61	157,877.05	ポリオプラス含む
1989年6月	1,893.09	159,770.14	ポリオプラス含む
1990年6月	9,992.98	169,763.12	
1991年6月	2,669.69	172,432.81	
1992年6月	1,644.00	174,076.81	
1993年6月	9,201.83	183,278.64	
1994年6月	7,747.18	191,025.82	
1995年6月	9,600.00	200,625.82	
1996年6月	10,762.35	211,388.17	
1997年6月	7,960.78	219,348.95	
1998年6月	9,672.76	229,021.71	地区大会より \$495.25 含
1999年6月	4,873.27	233,894.98	I Mより \$108.69 含
2000年6月	7,199.69	241,094.67	I Mより \$118.09 含

年 度	年度別寄付金額	累 計 額	適 要
2001年6月	4,118.77	245,213.44	ポリオプラスパートナー \$2,250.00 含
2002年6月	5,546.78	250,760.22	
2003年6月	3,550.00	254,310.22	
2004年6月	5,470.76	259,780.98	ポリオプラスより \$2,965.00 含
2005年6月	9,053.58	268,834.56	ポリオプラスより \$1,851.85 含
2006年6月	7,588.84	276,423.40	創立記念寄付 \$1,363.63 含
2007年6月	4,560.39	280,983.79	
2008年6月	7,834.11	288,817.90	ポリオプラスより \$1,017.86 含
2009年6月	11,111.50	299,929.40	マッチングランド寄付 \$1,000.00 含
2010年6月	9,261.81	309,191.21	ポリオプラスより \$1,733.31 含
2011年6月	9,555.29	318,746.50	マッチングランド寄付 \$1,087.00 含 新入会寄付 \$500.00 含 ポリオプラスより \$1,000.00 含 創立記念寄付 \$1,219.51 含
2012年6月	9,522.20	328,268.70	新入会寄付 \$2,135.52 含 ポリオプラスより \$1,000.00 含
2013年6月	8,880.00	337,148.70	新入会寄付 \$2,675.00 含 ポリオプラスより \$1,000.00 含
2014年6月	10,120.00	347,268.70	新入会寄付 \$1,400.00 含 ポリオプラスより \$1,120.00 含
2015年6月	10,459.32	357,728.02	ポリオプラスより \$1,559.32 含
2016年6月	11,665.19	369,393.21	新入会寄付 \$257.92 含 ポリオプラスより \$1,768.00 含 創立記念寄付 \$1,363.64 含
2017年6月	5,154.58	374,547.79	新入会寄付 \$1,108.98 含 ポリオプラスより \$1,665.16 含
2018年6月	9,733.72	384,281.51	新入会寄付 \$1,391.01 含 ポリオプラスより \$1,000.00 含



## 職業分類充填・未充填一覧表

2018年7月1日現在

職業分類	会員名	職業分類	会員名
内 科 医	中 島 米治郎	農 業 協 同 組 合	
外 科 医		商 業 銀 行	
耳 鼻 咽 喉 科 医		工 業 銀 行	
小 児 科 医		拓 殖 銀 行	
眼 科 医		信 用 金 庫	高 野 善 弘
歯 科 医		信 託 銀 行	
獣 医		信 用 組 合	
建 設		証 券 業	
総 合 建 設	関 口 英 朗	証 券 売 買	
屋 外 広 告 業		投 資 顧 問 業	
分 譲 住 宅 建 設		火 災 保 険	
プ レ ハ ブ 建 設		生 命 保 険	
建 築 請 負 業	峰 岸 正 明	不 動 産 業	小 川 泰 正 濱 仲 幸 弘 小 林 晶
土 木 請 負 業		不 動 産 管 理	中 村 早 苗
電 気 工 事	小 椋 克 廣 飯 沼 美 二 吉 田 賢	不 動 産 賃 貸	林 紀 久 子
ガ ス 設 備 工 事		土 地 開 発	
給 排 水 工 事		土 地 販 売	岡 田 俊 介
舗 装 工 事		ビ ル デ ィ ン グ 管 理	
塗 装 工 事		ビ ル デ ィ ン グ 賃 貸	宍 戸 隆 介
ビ ル 塗 装	田 中 昇	住 宅 賃 貸	
建 築 設 計		店 舗 賃 貸	
設 計 企 画		造 園	
冷 暖 房 機 設 備		苗 木 栽 培	高 尾 相 健 一 尾 作 義 明
保 安 機 材 販 売		銘 木 販 売	
陶 磁 器 製 造	谷 田 成 雄	木 材	

職業分類	会員名	職業分類	会員名
福祉施設業	鳥居尚之	薬業	
大学		製薬業	津野田 範 昌
社会教育		医用電子機器	照 木 信 久 藤 岡 秀 樹
美術教育		電子部品販売	
幼稚園		仏教	
保育園		葬儀業	井 口 朗
経営相談		呉服	
弁護士一般	富 永 義 博 大 平 惠 吾 清 水 裕 二	衣料品販売	井 澤 邦 夫
		化粧品販売	
司法書士		ゴルフ練習所	
税理士	近 藤 裕	運動競技場	
税務相談		スーパーマーケット	
公認会計士		酒精飲料小売	
社会保険労務士		食肉卸業	
土地家屋調査士	池 田 輝 彦	水産物販売	
自転車販売		料理店寿司	亀 田 裕 彦
自動車販売		中華料理	
自動車修理		喫茶店	
タクシー業		飲食業	丸 岡 真 一 郎
旅客バス運送業	馬 場 文 彦	梱包資材卸業	
石油製品小売		文房具販売	
電信電話事業		紙類販売	
郵便事業		画廊	
放送事業		写真業	
情報処理サービス	高 橋 正 典	印刷刷	
水質管理		翻訳	
鉄道技術	芦 谷 公 稔	印刷印章製造販売	神 尾 研 二
電気技術	田 中 一 也		

## ポールハリス・フェロー

年 度	ポールハリス・フェロー
1971～72	(富士野勉寿) (佐々木良雄) (尾亦 武実)
1973～74	(中藤 俊一) (濱仲 惣壽)
1974～75	(繩 勝雄) (坂本 喜市) (土手内啓真)
1975～76	(森田 庄蔵) (富山 正一)
1976～77	(竹村 宏) (神山 平吉)
1977～78	(宍戸 鐵男) (金子 武治) (神山 正雄) (三沢泰太郎) (高相與四郎) 近藤 裕
1978～79	(岡部 義雄) (村越 高治) (星野 亮雅) (箱岩 徹) (内野 孝治) (小川 重行) (浅見 正平) (米沢 五夫) (清水 為吉)
1979～80	谷田 成雄 (坂本 太郎) (本多 英信)
1980～81	(岡部 誠一)
1981～82	(大沢 義長) (本多 英信)
1983～84	(成田 早苗)
1984～85	(永瀬 芳樹) (寺島 碩志)
1985～86	(木村 文雄) (篠田 正雄)
1986～87	(日吉 邦夫) (金子 忠雄)
1987～88	(朝倉 政栄) (渡辺 四朗) (額賀 操) 亀田 裕彦 (若月 啓功) (金子 利) (矢野 守) (林 久仁於) (村井 武志) 富永 義博 (関口 浩) (北田 和憲) (大高 照夫) (武居 雄) (山内 勇) (佐橋 治之) (山本 博司) (斉藤 史郎) (星野 亮雅) (2回目) (山口 隆) (加藤 芳徳) (濱仲 芳子) (土手内幸枝) (亀田 倫子) (村越万寿子) (内野 典子) (三沢 ふみ) (成田 良子) (岡部きく子) (木村あい子) (近藤 幸子)
1988～89	(井口 榮一) (日吉 慶子)
1989～90	(鈴木 一雄) (萩原 誠一) (山内 英雄)
1990～91	(堀内 直)
1993～94	(岡林 豊樹)
1994～95	(佐藤 和夫) (荒田 茂) (岡上 正夫) (池内 英夫) (岡田 秀久) (清水 時雄) (富士野勉寿) (斉藤摩紀男)
1995～96	(那知上 亨) 小椋 克廣 田中 昇 (新海 栄一) (大野 邦夫) (知念 昭男)
1996～97	(市瀬義太郎) 津野田範昌 (中村 長夫)
1997～98	馬場 文彦
1998～99	(中村 寛)
1999～00	(飯塚 純一)

年 度	ポールハリス・フェロー
2001～02	(前山 正迪)
2007～08	(倉島 君夫)
2009～10	(須藤新太郎) (山内 千枝) (木口弥太郎)
2010～11	濱仲 幸弘 関口 英朗
2011～12	高橋 正典 飯沼 克美
2012～13	大平 惠吾
2013～14	高相 健一 (桑原 哲也)
2014～15	中村 早苗
2015～16	宍戸 隆介
2016～17	(原田 雅章)
2017～18	(黄田 正忠) 照木 信久 鳥居 尚之
18名(98名)	

## ベネファクター

年 度	ベネファクター
1991～92	(星野 亮雅)
1992～93	(佐橋 治之) (山口 隆) 富永 義博 谷田 成雄
1993～94	(村井 武志) (内野 孝治)
1994～95	(高相與四郎) (宍戸 鐵男)
1995～96	(小川 重行) 亀田 裕彦 (林 久仁於)
1996～97	(金子 利) (金子 武治) (岡部 誠一)
1997～98	近藤 裕 (萩原 誠一) (木村 文雄) (寺島 碩志) (井口 榮一) (山内 英雄)
1998～99	(前山 正迪)
1999～00	(金子 忠男) (佐藤 和夫)
2001～02	(鈴木 一雄) (関口 浩)
2002～03	近藤 裕 (2回目)
2004～05	(岡田 秀久)
2008～09	(若月 啓功) (知念 昭男) (山内 千枝)
2009～10	田中 昇
2010～11	大平 惠吾
2011～12	濱仲 幸弘
2012～13	関口 英朗
2013～14	(山内 千枝)
2014～15	高橋 正典
2015～16	飯沼 克美
2016～17	小川 泰正
2017～18	馬場 文彦
12名 (27名)	

## ロータリー財団の友

年 度	ロータリー財団の友
1979～80	(清水 三郎)
1987～88	(神山 正雄)
2000～01	濱仲 幸弘 (工藤 晶巨) (鈴木 和則)
2003～04	小川 泰正 (高橋 正昭) 大平 惠吾
2005～06	(垂水 尚志) 関口 英朗 高楢 健一 中島米治郎 (山内 雄策) (瀬戸 勝典) (篠原 澄江) (藤井 公房) (丸岡 昭) 高橋 正典 (桑原 哲也) (清水 玉江) (直原 盛良) (田中 義臣) (長尾 新平)
2006～07	(金井 雅彦) (櫻井 幹男) 飯沼 克美 (田中 倫明) (小向 將介)
2007～08	(高橋 宏) (中村 利文) (渡辺 勝昭) (梶田 厚) (内田 雅夫) (雨宮 勝三)
2008～09	(井野田雄三) (菊池 敏朗) (酒井 伸明)
2010～11	(川畑 聡) 照木 信久 (黄田 正忠) (古川 俊和)
2011～12	(三船 勝子) 中村 早苗 (手塚 和彦) (酒井 健)
2012～13	(中村 隆生) (多田 幹明) (原田 雅章) (澤井 潔) 井澤 邦夫 穴戸 隆介
2013～14	小川 泰正 (森 秀夫) 鳥居 尚之 神尾 研二 (奥村 文直) (酒井 真澄) 林 紀久子 (間野 弘子)
2014～15	(山内 和臣) (市川 英寿) 丸岡真一郎
2015～16	尾作 義明 (山田久美子)
2017～18	井口 朗 (國松偉公子) 芦谷 公稔 田中 一也
21名 (47名)	

## 米山功労者・準功労者

年 度	第3回米山功労者 (マルチプル)	第2回米山功労者 (マルチプル)	第1回米山功労者	準米山功労者
1977～78	(富士野勉寿) (濱仲 惣壽) (佐々木義男)			
1978～79	(神山 正雄) 近藤 裕			
1979～80	(星野 亮雅) (中藤 俊一) (大沢 義長) (縄 勝雄) (浅見 正平)			
1980～81	(阪本 太郎) (土手内啓真) (本多 英真)			
1981～82				
1982～83	(三沢泰太郎) 亀田 裕彦			
1983～84	(宍戸 鐵男) (岡部 誠一) (内野 孝治)			
1984～85	(竹村 宏) (阪本 喜市) 富永 義博 (成田 早苗) (小川 重行) 谷田 成雄 (村井 武志)			
1985～86	(木村 文雄) (金子 武治) (矢野 守)		(額賀 操) (清水 三郎)	
1986～87	(山内 勇) (寺島 碩志) (山本 博司)			
1987～88	(渡辺 四朗)			
1988～89	(村越 高治) (朝倉 政栄) (林 久仁於) (岡林 豊樹)			
1989～90	(萩原 誠一) (北田 和憲) (大高 照夫) (井口 榮一)			
1990～91	(岡部 義雄) (荒田 茂) (斉藤 史郎) (佐橋 治之)			
1991～92	(山口 隆)		(大野 邦夫)	
1992～93	(池内 英夫) (関口 浩) (斉藤摩紀男) (金子 利) (山内 英雄)			
1993～94	(佐藤 和夫)・(岡田 秀久) (4回)			
1994～95	(高相與四郎) (新海 栄一) (中村 長夫) (中村 寛)			
1995～96		(前山 正迪)	(平根 應雄)	
1996～97				
1997～98	(須藤新太郎) (那知上 亨)	(清水 時雄)	(斉藤 深志)	(江口 隆) (遠藤 倫生)
1998～99				(矢島 明彦)
1999～00	(金子 忠雄)			

年 度	第3回米山功労者 (マルチプル)	第2回米山功労者 (マルチプル)	第1回米山功労者	準米山功労者
2000～01	(若月 啓功)(堀内 直) (市瀬義太郎)(木口弥太郎)			(下曾山宣久)
2001～02	(武居 郅雄)			
2002～03	田中 昇			(鈴木 和則)
2003～04	津野田範昌 (鈴木 一雄)			(工藤 晶巨) (小川 彩子)
2004～05				(倉島 君夫)
2005～06				
2006～07	小椋 克廣 (飯塚 純一)			
2007～08	(知念 昭男)		(高橋 正昭) 中島米治郎	高相 健一
2008～09		(篠原 澄江)		
2009～10				
2010～11	関口 英朗			
2011～12				
2012～13	濱仲 幸弘(4回)			
2013～14	大平 恵吾(4回)	(山内 千枝)		
2014～15		高橋 正典		
2015～16		飯沼 克美		
2016～17		小川 泰正		
2017～18	馬場 文彦(4回)			
	10名(63名)	3名(4名)	1名(6名)	1名(8名)



## 米山奨学生受入状況

年 度	米 山 財 団	カウンセラー
11年度 (1976～1977年)	邱 守 正	三 沢
12年度 (1977～1978年)	邱 守 正 金 習 得	三 沢
13年度 (1978～1979年)	グエン・チャン 孔 永 世	三 沢
14年度 (1979～1980年)	グエン・チャン 孔 永 世	三 沢
15年度 (1980～1981年)	曾 温 暖	和 田
16年度 (1981～1982年)	曾 温 暖	和 田
19年度 (1984～1985年)	都 根 佑	福 長
20年度 (1985～1986年)	金 鐘 国	土手内
21年度 (1986～1987年)	金 鐘 国	土手内
22年度 (1987～1988年)	金 鐘 国 南 紘	額賀・永瀬
24年度 (1989～1990年)	崔 愛 玲	山内 (勇)
25年度 (1990～1991年)	崔 愛 玲	佐 藤
26年度 (1991～1992年)	羅 圳 明 タンスリヤホン・スリヨン	村 井・池 内
27年度 (1992～1993年)	羅 圳 明 タンスリヤホン・スリヨン	山 内・池 内
29年度 (1994～1995年)	陳 永 山	寺 島
30年度 (1995～1996年)	陳 永 山 李 端 芳	寺 島・谷 田
31年度 (1996～1997年)	李 端 芳	谷 田
32年度 (1997～1998年)	フェシウン・エレナ	市 瀬
33年度 (1998～1999年)	フェシウン・エレナ	市 瀬・馬 場
34年度 (1999～2000年)	鄭 美 紅	馬 場
35年度 (2000～2001年)	鄭 美 紅	下曾山
36年度 (2001～2002年)	朴 利 杰 金 仁 培	武 居・佐 藤
37年度 (2002～2003年)	朴 利 杰 金 仁 培	武 居・佐 藤
38年度 (2003～2004年)	金 仁 培 尹 楨 勳	佐 藤・内 野
39年度 (2004～2005年)	金 仁 培	佐 藤
40年度 (2005～2006年)	朴 恵 貞	山 口
41年度 (2006～2007年)	朴 恵 貞	山 口
42年度 (2007～2008年)	斯 欽 格 日 榮	篠 原
43年度 (2008～2009年)	虞 早	篠 原
46年度 (2011～2012年)	吴 海 超	高 橋

## ロータリー奨学生 受入・派遣状況

年 度	ロータリー財団奨学生	カウンセラー
16年度 (1981～1982年)	リンダ・ネルソン (受入)	三 沢
25年度 (1990～1991年)	斉藤 裕子 (派遣)	佐 藤
30年度 (1995～1996年)	片桐 敦子 (派遣)	内 野
39年度 (2004～2005年)	高橋華生子 (派遣)	小 椋

## 青少年交換来日生 受入状況

年 度	青 少 年 交 換 来 日 生	カウンセラー
9年度 (1974～1975年)	ピーター・シーボン	内 野
13年度 (1978～1979年)	ロビン・ホール	谷 田
19年度 (1984～1985年)	ウインディ・リィ	若 月
22年度 (1987～1988年)	グラント・セイントスベリー	北 田
23年度 (1988～1989年)	グラント・セイントスベリー	北 田
25年度 (1990～1991年)	マユミ・ナカノ (中野 真由美)	金 子
30年度 (1995～1996年)	ロレーナ・ロパス・ラモス	小 椋
34年度 (1999～2000年)	ジャン・ローラン	山 内・内 野
40年度 (2005～2006年)	カルロス・アンドレ・ラマス	小 椋
51年度 (2016～2017年)	ソフィア・メイ・マロニー	井 口 (朗)

## 青少年交換派遣生 派遣状況

年 度	青 少 年 交 換 派 遣 生		カウンセラー
26年度 (1991～1992年)	萩原 昌幸	カナダ：スーセントメリー RC	
35年度 (2000～2001年)	南部 彩子	フランス：リヨン・エスト RC	濱仲幸弘
38年度 (2003～2004年)	重野 嶺美	スイス：レンツブルク RC	高橋正昭
50年度 (2015～2016年)	浅見 美佑	ブラジル：クリティバシダーデエコロジカル RC	中村早苗
53年度 (2018～2019年)	原 拓海	アメリカ：ウィスコンシン州 RC 未定	藤岡秀樹

# 2018-19 年度 運営予算書 (案)

# 2018-19 年度 運営予算書 (案)

# 2018-19 年度 運営予算書 (案)

# 例会予定表

# 例会予定表

## 2018 - 19年度 事業予定表(7月~9月)



## 2018－19年度 事業予定表(10月～12月)

## 2018 - 19 年度 事業予定表 (1 月 ~ 3 月)

## 2018 - 19 年度 事業予定表 (4 月～ 6 月)

# 会員記念日一覧表

2018年7月1日現在

	会員名	入会年月日	在籍年	生年月日	年齢	結婚日	配偶者誕生日	会社設立日
1	富永 義博	41. 5. 17	52	S. 11. 2. 2	82	4. 29	11. 22	4. 1
2	近藤 裕	49. 3. 5	44	S. 5. 5. 8	88			12. 12
3	谷田 成雄	51. 6. 15	42	S. 7. 3. 24	86	11. 12	6. 15	10. 1
4	亀田 裕彦	54. 8. 26	38	S. 11. 3. 1	82			3. 28
5	田中 昇	2. 11. 6	27	S. 17. 9. 13	75	4. 29	2. 6	2. 22
6	津野田範昌	4. 11. 17	25	S. 10. 6. 3	83	4. 5	12. 11	11. 1
7	小椋 克廣	5. 7. 6	24	S. 9. 3. 27	84	12. 14	1. 12	4. 30
8	馬場 文彦	6. 4. 12	24	S. 26. 9. 18	66	4. 15	7. 23	5. 31
9	濱仲 幸弘	8. 1. 16	22	S. 28. 4. 14	65	6. 11	12. 21	11. 5
10	大平 恵吾	10. 8. 25	19	S. 10. 5. 27	83	4. 1	11. 14	4. 1
11	関口 英朗	13. 12. 25	16	S. 25. 10. 13	67	10. 13	8. 18	1. 22
12	高楯 健一	14. 6. 18	16	S. 25. 7. 23	67	11. 23	12. 3	3. 25
13	中島米治郎	14. 8. 6	15	S. 23. 5. 2	70	11. 15	10. 9	4. 1
14	高橋 正典	17. 1. 11	13	S. 34. 6. 27	59	3. 25	4. 2	2. 22
15	飯沼 克美	18. 3. 28	12	S. 26. 4. 12	67	5. 14	4. 30	10. 14
16	照木 信久	21. 7. 7	9	S. 26. 2. 13	67	11. 25	5. 21	6. 21
17	中村 早苗	23. 11. 1	6	S. 43. 2. 21	50	4. 16	9. 8	11. 1
18	井澤 邦夫	24. 7. 10	5	S. 25. 9. 15	67	5. 3	1. 24	
19	宍戸 隆介	24. 7. 17	5	S. 46. 1. 9	47	9. 11	1. 4	7. 2
20	小川 泰正	25. 2. 5	5	S. 25. 1. 19	67	4. 11	7. 5	8. 8
21	鳥居 尚之	25. 2. 5	5	S. 38. 12. 2	54	3. 17	8. 17	1. 17
22	神尾 研二	25. 2. 5	5	S. 46. 12. 11	46	8. 8	1. 3	10. 1
23	林 紀久子	25. 7. 2	4	S. 15. 1. 16	78			
24	峰岸 正明	26. 1. 21	4	S. 45. 3. 26	48	4. 14	8. 10	1. 1
25	丸岡真一郎	26. 10. 7	3	S. 45. 4. 10	48	3. 31	5. 31	1. 8
26	藤岡 秀樹	27. 4. 28	3	S. 29. 4. 11	64	5. 3	3. 10	6. 21
27	尾作 義明	27. 6. 16	3	S. 39. 4. 22	54	1. 21	7. 29	3. 5
28	井口 朗	27. 11. 10	2	S. 42. 2. 9	51			5. 1
29	芦谷 公稔	29. 1. 10	1	S. 34. 6. 2	59	11. 13	2. 18	12. 10
30	田中 一也	29. 3. 22	1	S. 42. 1. 29	51	12. 6	6. 7	2. 1
31	吉田 賢二	30. 1. 9	0	S. 42. 12. 1	50	11. 20	5. 8	

	会員名	入会年月日	在籍年	生年月日	年齢	結婚日	配偶者誕生日	会社設立日
32	岡田 俊介	30. 1. 9	0	S. 44. 10. 18	48	1. 10	1. 10	11. 30
33	池田 輝彦	30. 1. 9	0	S. 40. 9. 15	52	7. 10	1. 16	6. 1
34	清水 裕二	30. 1. 9	0	S. 51. 5. 2	42	5. 24	12. 30	
35	高野 善弘	30. 2. 20	0	S. 46. 7. 31	46	10. 3	5. 3	12. 26
36	小林 晶	30. 4. 24	0	S. 43. 4. 20	50	4. 5	8. 4	8. 18
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								
61								
62								
63								
64								

## 53年間の会務分担表

ク	ラ	ブ	年	度	'66～'67 初年度	'67～'68 2年度	'68～'69 3年度	'69～'70 4年度		
会			長		佐々木 義雄	浅見 正平	三沢 泰太郎	中藤 俊一		
副	会		長		浅見 正平	三沢 泰太郎	中藤 俊一	林 仁一郎		
幹			事		渡辺 三治	小川 重行	竹村 宏	富永 義博		
副	幹		事		小川 重行 中村 清	竹村 宏 富永 義博	富永 義博	神山 正雄		
会			計		岩壁 定男	奥村 鉄男	藤巻 和夫	城所 辰男		
会	場		監	督	五十嵐 武男	中村 清作	濱 仲惣壽	星野 亮雅		
職	業	奉	仕		岡部 高三郎	中藤 俊一	谷田 由雄	土手内 啓真		
国	際	奉	仕		神原 豊三	高橋 三四次	林 仁一郎	坂本 喜市		
社	会	奉	仕		吉野 喬	五十嵐 武男	神山 正雄	濱 仲惣壽		
青	少	年	奉	仕	島野 昭二	森田 庄蔵	星野 雅夫	高橋 三四次		
(	ロ	タ	ー	ア					ク	ト)
出			席		神山 正雄	富山 正一	古溝 清市	米沢 五夫		
親	睦	活	動		小川 重行	吉野 喬	中村 清作	富山 正一		
会	員	選	考		富士野 勉寿	渡辺 三治	小川 重行	竹村 宏		
会	員	増	強				佐々木 義雄	浅見 正平		
職	業	分	類		中藤 俊一	原 忠夫	岡部 義雄	渡辺 三治		
ロ	ー	タ	リ	ー	情	報	谷田 由雄	佐々木 義雄	浅見 正平	三沢 泰太郎
ク	ラ	ブ	会	報	穴戸 幸七	星野 雅夫	土手内 啓真	吉野 喬		
雑			誌		山本 昇三郎	穴戸 幸七	高橋 三四次	高野 孝輔		
広			報		竹村 宏	島田 昭二	阿曾 直江	中村 清作		
プ	ロ	グ	ラ	ム	奥野 鉄男	吉池 岩夫	高野 孝輔	三浦 弘		
遠	隔	地	友	愛						
ロ	ー	タ	リ	ー	財	団		佐々木 義雄		
ク	ラ	ブ	基	金						
世	界	社	会	奉	仕			知念 辰之助		
ロ	ー	タ	ー	ア	ク	ト	林 仁一郎	谷田 由雄	知念 辰之助	岡部 義雄
米	山	奨	学	基	金					
ロ	ー	タ	リ	ー	75周年記念事業					
記	念	事	業	実	行	委	員	長		
分	区	代	理							
地	区	委	員							

'70～'71 5 年 度	'71～'72 6 年 度	'72～'73 7 年 度	'73～'74 8 年 度	'74～'75 9 年 度	'75～'76 10 年 度
林 仁一郎	富士野 勉 寿	渡 辺 三 治	清 水 為 吉	坂 本 喜 市	小 川 重 行
富士野 勉 寿	渡 辺 三 治	高 橋 三四次	知 念 辰之助	小 川 重 行	竹 村 宏
神 山 正 雄	中 村 清 作	濱 仲 惣 壽	星 野 亮 雅	土手内 啓 真	内 野 孝 治
中 村 清 作	濱 仲 惣 壽	星 野 亮 雅	土手内 啓 真	内 野 孝 治	岡 部 誠 一
上 田 康 次	原 清	関 塚 武 平	片 岡 豊 昌	原 田 素	本 田 章
清 水 為 吉	岡 部 誠 一	土手内 啓 真	大 沢 義 長	尾 亦 武 実	穴 戸 鐵 男
竹 村 宏	吉 野 喬	清 水 為 吉	縄 勝 雄	岡 部 義 雄	朝 倉 政 栄
知 念 辰之助	谷 田 由 雄	小 川 重 行	内 野 孝 治	三 沢 泰 太 郎	窪 田 規
星 野 亮 雅	坂 本 喜 市	浅 見 正 平	岡 部 誠 一	中 村 清 作	星 野 亮 雅
森 田 庄 蔵	星 野 亮 雅	尾 亦 武 実	朝 倉 政 栄	岡 上 正 夫	岡 上 正 夫
金 子 栄 蔵	増 井 輝 次	篠 田 正 雄	太 田 祐 弘	朝 倉 政 栄	瑠 璃 川 亘
坂 本 太 郎	内 野 孝 治	島 野 敏 明	神 山 正 雄	濱 仲 惣 壽	近 藤 裕
吉 野 喬	神 山 正 雄	中 村 清 作	濱 仲 惣 壽	星 野 亮 雅	土手内 啓 真
坂 本 喜 市	中 藤 俊 一	佐々木 義 雄	富士野 勉 寿	神 山 正 雄	縄 勝 雄
浅 見 正 平	清 水 為 吉	林 仁一郎	谷 田 由 雄	中 藤 俊 一	濱 仲 惣 壽
中 藤 俊 一	佐々木 義 雄	富士野 勉 寿	渡 辺 三 治	清 水 為 吉	坂 本 喜 市
岡 部 誠 一	竹 村 宏	内 野 孝 治	岡 上 正 夫	篠 田 正 雄	大 沢 義 長
濱 仲 惣 壽	小 川 重 行	岡 部 義 雄	尾 亦 武 実	竹 村 宏	小 林 弘
富 山 正 一	関 塚 武 平	金 子 栄 蔵	岡 部 義 雄	米 沢 五 夫	本 多 英 信
土手内 啓 真	永 田 豊	足 立 和 夫	梶 浦 泰 幸	諸 井 敏	高 橋 章 次
					岡 部 誠 一
谷 田 由 雄	知 念 辰之助	三 沢 泰 太 郎	中 藤 俊 一	岡 部 誠 一	
					佐々木 義 雄
三 沢 泰 太 郎	高 橋 三四次	神 山 正 雄	小 川 重 行		
岡 部 義 雄	金 子 武 治	岡 部 誠 一	坂 本 喜 市		
小 川 重 行					神 山 正 雄
	三 沢 泰 太 郎		佐々木 義 雄		
	小 川 重 行 (ローターアクト)			三 沢 泰 太 郎 (青少年交換委員)	

ク ラ ブ 年 度	'76～'77 11 年 度	'77～'78 12 年 度	'78～'79 13 年 度	'79～'80 14 年 度
会 長	竹 村 宏	濱 仲 惣 壽	神 山 正 雄	星 野 亮 雅
副 会 長	濱 仲 惣 壽	神 山 正 雄	星 野 亮 雅	本 多 英 信
幹 事	岡 部 誠 一	窪 田 規	近 藤 裕	大 沢 義 長
副 幹 事	窪 田 規	近 藤 裕	大 沢 義 長	穴 戸 鐵 男
会 計	東 陽 太 郎	栗 山 佳 二	小 高 林 直 樹 嶋 敬 幸	高 嶋 敬 太 岡 幸 一
会 場 監 督	篠 田 正 雄	沢 江 博	堀 内 直	小 川 正 春
職 業 奉 仕	本 多 英 信	星 野 亮 雅	篠 田 正 雄	米 沢 五 夫
国 際 奉 仕	三 沢 泰 太 郎	内 野 孝 治	谷 田 成 雄	岡 上 正 夫
社 会 奉 仕	大 沢 義 長	朝 倉 政 栄	坂 本 太 郎	岡 部 義 雄
青 少 年 奉 仕 (ロ ー タ ー ア ク ト)	近 藤 裕	穴 戸 鐵 男	岡 部 誠 一	内 野 孝 治
出 席	神 山 正 雄	島 崎 一 郎	木 村 文 雄	村 越 高 治
親 睦 活 動	上 田 康 次	縄 勝 雄	沢 江 博	箱 岩 徹
会 員 選 考	内 野 孝 治	岡 部 誠 一	清 水 為 吉	近 藤 裕
会 員 増 強	高 橋 章 次	坂 本 太 郎	土 手 内 啓 真	縄 勝 雄
職 業 分 類	岡 上 正 夫	土 手 内 啓 真	富 士 野 勉 寿	富 永 義 博
ロ ー タ リ ー 情 報	小 川 重 行	竹 村 宏	濱 仲 惣 壽	神 山 正 雄
ク ラ ブ 会 報	朝 倉 政 栄	堀 内 直	小 川 正 春	齊 藤 史 郎
雑 誌	朝 倉 政 栄	米 沢 五 夫	金 子 武 治	鈴 木 一 雄
広 報	大 沢 義 長	岡 部 義 雄	和 田 新 光	坂 本 太 郎
プ ロ グ ラ ム	佐 々 木 俊 一	小 林 直 樹	岡 上 正 夫	稲 田 浩 一
遠 隔 地 友 愛	窪 田 規	近 藤 裕	大 沢 義 長	穴 戸 鐵 男
ロ ー タ リ ー 財 団	富 山 正 一	本 多 英 信	縄 勝 雄	岡 部 誠 一
ク ラ ブ 基 金	浅 見 正 平	三 沢 泰 太 郎	富 士 野 勉 寿	清 水 為 吉
世 界 社 会 奉 仕	小 林 弘	谷 田 成 雄	穴 戸 鐵 男	木 村 文 雄
米 山 奨 学 基 金	三 沢 泰 太 郎			和 田 新 光
ロ ー タ リ ー 75 周 年 記 念 事 業			小 川 重 行	小 川 重 行
記 念 事 業 実 行 委 員 長				
チャ リ テ ィ ゴ ル フ 実 行 委 員 長				
分 区 代 理				
地 区 委 員	佐 々 木 義 雄 (国 際 奉 仕 委 員)			濱 仲 惣 壽 (ロ ー タ リ ー 財 団 委 員)



'80～'81 15年度	'81～'82 16年度	'82～'83 17年度	'83～'84 18年度	'84～'85 19年度	'85～'86 20年度
本多英信 星野亮雅	坂本太郎	岡部誠一	内野孝治	和田新光	近藤裕
坂本太郎	岡部誠一	内野孝治	和田新光	近藤裕	富永義博
穴戸鐵男	朝倉政栄	斉藤史郎	山口隆	箱岩徹	堀内直
朝倉政栄	斉藤史郎	山口隆	箱岩徹	堀内直	谷田成雄
稻田浩一	藤島博美	本前勝支朗	岡本敏章 小沢男雄	中村曠	西沢正員
井口榮一	額賀操	寺島碩志	矢野守	金子利	関口浩
富永義博	山口隆	木村文雄	近藤裕	小川重行	三沢泰太郎
岡部誠一	和田新光	穴戸鐵男	篠田正雄	富永義博	矢野守
木村文雄	金子武治	村越高治	岡上正夫	森久保政寿	井口榮一
永瀬芳樹	箱岩徹	村井武志	谷田成雄	亀田裕彦	若月啓功
額賀操	森久保政寿	渡辺四朗	清水三郎	富士野勉寿	福長克己
谷田成雄	金子利	井口榮一	関口浩	村井武志	寺島碩志
大沢義長	穴戸鐵男	朝倉政栄	斉藤史郎	山口隆	箱岩徹
篠田正雄	近藤裕	谷田成雄	濱仲惣壽	朝倉政栄	小川重行
岡部義雄	内野孝治	篠田正雄	額賀操	三沢泰太郎	森田庄藏
神山正雄	星野亮雅	坂本太郎	岡部誠一	内野孝治	和田新光
山口隆	若月啓功	担当 亀田裕彦	永瀬芳樹	渡辺四朗	山内英雄
縄勝雄	高楯與四郎	三沢泰太郎	島田太郎	神山正雄	中藤俊一
金子武治	鈴木一雄	堀内直	渡辺四朗	渡辺四朗	斉藤史郎
箱岩徹		岡本敏男	富永義博	斉藤史郎	篠田正雄
朝倉政栄					
和田新光	本多英信	担当 近藤裕	担当 小川重行	担当 星野亮雅	神山正雄
神山正雄	小川重行	竹村宏	星野亮雅	濱仲惣壽	星野亮雅
内野孝治	濱仲惣壽	担当 岡上正夫	担当 鈴木一雄	担当 穴戸鐵男	亀田裕彦
村越高治	永瀬芳樹	担当 近藤裕	担当 富士野勉寿	担当 成田早苗	岡部誠一
濱仲惣壽					星野亮雅
		小川重行	岡部誠一	濱仲惣壽	神山正雄
小川重行					
神山正雄 (職業奉仕委員) 三沢泰太郎 (世界社会奉仕委員) 近藤裕 (青少年奉仕委員)	和田新光 (米山奨学事業推進委員)	本多英信 (ロータリー財団委員) (奨学生受入及学友小委員会)	縄勝雄 (職業奉仕委員)	縄勝雄 (職業奉仕委員) 穴戸鐵男 (世界社会奉仕委員)	内野孝治 (社会奉仕委員)

ク ラ ブ 年 度	'86～'87 21 年 度	'87～'88 22 年 度	'88～'89 23 年 度	'89～'90 24 年 度
会 長	富 永 義 博	土手内 啓 真	村 越 高 治	金 子 武 治
副 会 長	土手内 啓 真	村 越 高 治	金 子 武 治	穴 戸 鐵 男
幹 事	谷 田 成 雄	亀 田 裕 彦	寺 島 碩 志	井 口 榮 一
副 幹 事	亀 田 裕 彦	寺 島 碩 志	井 口 榮 一	渡 辺 四 朗
会 計	藤 田 雅 康	大 貫 俊 一	安 藤 正 勝	大 塚 東
会 場 監 督	山 本 博 司	村 井 武 志	日 吉 邦 夫	齋 藤 史 郎
職 業 奉 仕	高 梶 與四郎	若 月 啓 功	神 山 正 雄	額 賀 操
職 業 情 報				
国 際 奉 仕	清 水 三 郎	成 田 早 苗	金 子 利	亀 田 裕 彦
社 会 奉 仕	齋 藤 史 郎	関 口 浩	渡 辺 四 朗	北 田 和 憲
環 境 保 全				
青 少 年 奉 仕	渡 辺 四 朗	山 内 英 雄	佐 橋 治 之	山 内 勇
出 席	井 口 榮 一	金 子 武 治	萩 原 誠 一	高 梶 與四郎
親 睦 活 動	林 久仁於	北 田 和 憲	山 本 博 司	堀 内 直
会 員 選 考	堀 内 直	谷 田 成 雄	亀 田 裕 彦	寺 島 碩 志
会 員 増 強	山 口 隆	濱 仲 惣 壽	内 野 孝 治	岡 部 誠 一
職 業 分 類	金 子 武 治	神 山 正 雄	朝 倉 政 栄	村 井 武 志
ロ ー タ リ ー 情 報	近 藤 裕	富 永 義 博	土手内 啓 真	村 越 高 治
ク ラ ブ 会 報	福 永 克 己	武 居 郅 雄	森 竹 照 雄	関 口 浩
雑 誌	鈴 木 一 雄	永 瀬 芳 樹	岡 上 正 夫	箱 岩 徹
広 報	関 口 浩	堀 内 直 (分区副幹事)	縄 勝 雄	木 村 文 雄
プ ロ グ ラ ム	金 子 利	山 口 隆	小 川 重 行	星 野 亮 雅
ロ ー タ リ ー 財 団	永 瀬 芳 樹	額 賀 操	谷 田 成 雄	内 野 孝 治
ク ラ ブ 基 金	小 川 重 行	内 野 孝 治	岡 部 誠 一	浅 見 正 平
世 界 社 会 奉 仕	成 田 早 苗	矢 野 守	箱 岩 徹	近 藤 裕
米 山 奨 学 基 金	寺 島 碩 志	渡 辺 四 朗	林 久仁於	縄 勝 雄
記 念 事 業 実 行 委 員 長		内 野 孝 治 (I.G.F)		
チャリティゴルフ実行委員長	内 野 孝 治	浅 見 正 平	星 野 亮 雅	近 藤 裕
チャリティボウリング実行委員長	穴 戸 鐵 男	富 永 義 博	関 口 浩	穴 戸 鐵 男
チャリティコンサート実行委員長				
分 区 代 理		星 野 亮 雅		
分 区 幹 事		穴 戸 鐵 男		
地 区 委 員	朝 倉 政 栄 (職業奉仕委員)	額 賀 操 (ロータリー財団委員) 堀 内 直 (分区副幹事)	土手内 啓 真 (社会奉仕委員) 岡 部 誠 一 (職業奉仕委員) 若 月 啓 功 (青少年交換委員)	星 野 亮 雅 (世界社会奉仕委員) 若 月 啓 功 (青少年交換委員)

'90～'91 25年度	'91～'92 26年度	'92～'93 27年度	'93～'94 28年度	'94～'95 29年度	'95～'96 30年度
宍戸 鐵 男	谷 田 成 雄	山 口 隆	村 井 武 志	高 梶 與四郎	林 久仁於
谷 田 成 雄	山 口 隆	村 井 武 志	高 梶 與四郎	林 久仁於	金 子 利
渡 辺 四 朗	関 口 浩	若 月 啓 功	林 久仁於	北 田 和 憲	山 本 博 司
関 口 浩	若 月 啓 功	林 久仁於	北 田 和 憲	山 本 博 司	佐 橋 治 之
片 岡 史 郎	松 木 四 郎	乙 幡 真 郎	朝 倉 稔	羽 倉 信 明	山 口 徹
寺 島 碩 志	佐 橋 治 之	山 内 英 雄	武 居 郅 雄	井 口 榮 一	市 瀬 義 太 郎
山 口 隆	箱 岩 徹	成 田 早 苗	佐 藤 和 夫	岡 田 秀 久	武 居 郅 雄
		亀 田 裕 彦	寺 島 碩 志	渡 辺 四 朗	泉 延 寿
山 内 英 雄	林 久仁於	内 野 孝 治	萩 原 誠 一	岡 林 豊 樹	佐 藤 和 夫
山 本 博 司	村 井 武 志	神 山 正 雄	金 子 忠 男	田 中 昇	山 内 英 雄
	山 本 博 司	井 口 榮 一	関 口 浩	谷 田 成 雄	亀 田 裕 彦
斎 藤 摩 紀 男	北 田 和 憲	清 水 時 雄	大 野 邦 夫	萩 原 誠 一	小 椋 克 廣
北 田 和 憲	池 内 英 夫	岡 田 秀 久	富 永 義 博	木 村 文 雄	富 士 野 勉
武 居 郅 雄	亀 田 裕 彦	渡 辺 四 朗	泉 延 寿	佐 橋 治 之	津 野 田 範 昌
井 口 榮 一	渡 辺 四 朗	関 口 浩	若 月 啓 功	亀 田 裕 彦	宍 戸 鐵 男
村 井 武 志	堀 内 直	鈴 木 一 雄	渡 辺 四 朗	那 智 上 亨	大 野 邦 夫
神 山 正 雄	土 手 内 啓 真	富 永 義 博	岡 部 誠 一	斉 藤 摩 紀 男	中 村 長 夫
金 子 武 治	宍 戸 鐵 男	谷 田 成 雄	山 口 隆	村 井 武 志	高 梶 與四郎
岡 林 豊 樹	佐 藤 和 夫	富 士 野 勉	新 海 栄 一	新 海 栄 一	新 海 栄 一
亀 田 裕 彦	木 村 文 雄	佐 藤 和 夫	富 士 野 勉	池 内 英 夫	飯 塚 純 一
成 田 早 苗	額 賀 操			清 水 時 雄	
堀 内 直	近 藤 裕	岡 上 正 夫	長 谷 川 忍	泉 延 寿	本 多 希 久 雄
富 永 義 博	高 梶 與四郎	高 梶 與四郎	内 野 孝 治	近 藤 裕	星 野 亮 雅
岡 部 誠 一	小 川 重 行	近 藤 裕	金 子 武 治	岡 部 誠 一	富 永 義 博
内 野 孝 治	山 内 勇	金 子 利	宍 戸 鐵 男	関 口 浩	斉 藤 摩 紀 男
斎 藤 史 郎	朝 倉 政 栄	池 内 英 夫	池 内 英 夫	寺 島 碩 志	関 口 浩
岡 部 誠 一 (25周年)					金 子 武 治 (30周年)
土 手 内 啓 真	富 永 義 博				
山 本 博 司	村 井 武 志	神 山 正 雄	金 子 忠 男	内 野 孝 治	山 内 英 雄
		林 久仁於	山 口 隆		
				宍 戸 鐵 男	
				堀 内 直	
星 野 亮 雅 (世界社会奉仕委員長) 若 月 啓 功 (青少年交換委員長)	星 野 亮 雅 (地区副幹事) 若 月 啓 功 (青少年交換委員長) 内 野 孝 治 (拡大委員)	宍 戸 鐵 男 (拡大副委員長) 井 口 榮 一 (会員増強委員) 若 月 啓 功 (青少年交換委員)	佐 藤 和 夫 (職業奉仕副委員長)	村 井 武 志 (ロータリー情報委員)	近 藤 裕 (地区副幹事) 谷 田 成 雄 (情報委員長) 小 椋 克 廣 (青少年交換委員)

ク ラ ブ 年 度	'96～'97 31 年 度	'97～'98 32 年 度	'98～'99 33 年 度	'99～'00 34 年 度
会 長	金 子 利	亀 田 裕 彦	堀 内 直	佐 藤 和 夫
副 会 長	亀 田 裕 彦	泉 延 寿 矢 島 明 彦	岡 林 豊 樹	知 念 昭 男
会 長 エ レ ク ト		堀 内 直	佐 藤 和 夫	若 月 啓 功
幹 事	佐 橋 治 之	山 内 英 雄	新 海 栄 一	田 中 昇
副 幹 事	山 内 英 雄	新 海 栄 一	田 中 昇	市 瀬 義 太 郎
会 計	戸 井 和 隆	杉 本 節 次	水 島 俊 久 小 林 正 弘	平 野 輝
会 場 監 督	萩 原 誠 一	馬 場 文 彦	渡 辺 四 朗	山 本 博 司
職 業 奉 仕	渡 辺 四 朗	知 念 昭 男	関 口 浩	佐 橋 治 之
職 業 情 報	本 多 希 久 雄	神 山 正 雄	鈴 木 一 雄	井 口 榮 一
国 際 奉 仕	関 口 浩	田 中 昇	若 月 啓 功	林 久 仁 於
社 会 奉 仕	津 野 田 範 昌	那 知 上 亨	中 村 寛	小 椋 克 廣
環 境 保 全	前 山 正 迪	武 居 郅 雄	清 水 時 雄	斉 藤 深 志
新 世 代	井 口 榮 一	渡 辺 四 朗	前 山 正 迪	濱 仲 幸 弘
出 席	寺 島 碩 志	木 口 弥 太 郎	萩 原 誠 一	清 水 時 雄
親 睦 活 動	斉 藤 摩 紀 男	市 瀬 義 太 郎	井 口 榮 一	北 田 和 憲
会 員 選 考	堀 内 直	佐 橋 治 之	山 内 英 雄	新 海 栄 一
会 員 増 強	星 野 亮 雅	山 本 博 司	富 永 義 博	小 川 重 行
職 業 分 類	若 月 啓 功	谷 田 成 雄	金 子 武 治	宍 戸 鐵 男
ロ ー タ リ ー 情 報	林 久 仁 於	金 子 利	亀 田 裕 彦	堀 内 直
ク ラ ブ 会 報	中 村 寛	飯 塚 純 一	小 椋 克 廣	小 川 泰 正
雑 誌 ・ 広 報	斉 藤 公 男	北 田 和 憲	近 藤 裕	木 村 文 雄
プ ロ グ ラ ム	泉 延 寿	山 口 隆	谷 田 成 雄	矢 島 明 彦
ロ ー タ リ ー 財 団	北 田 和 憲	萩 原 誠 一	中 村 長 夫	岡 田 秀 久
ク ラ ブ 基 金	谷 田 成 雄	内 野 孝 治	宍 戸 鐵 男	村 井 武 志
世 界 社 会 奉 仕	岡 田 秀 久	平 根 應 雄	津 野 田 範 昌	前 山 正 迪
米 山 奨 学 基 金	中 村 長 夫	井 口 榮 一	北 田 和 憲	金 子 武 治
記 念 事 業 実 行 委 員 長				
防 災 シ ン ポ ジ ウ ム 実 行 委 員 長		知 念 昭 男		
チ ャ リ テ ィ ボ ウ リ ン グ 実 行 委 員 長	津 野 田 範 昌	那 知 上 亨	中 村 寛	小 椋 克 廣
コ ン サ ー ト 実 行 委 員 長		山 本 博 司		
ガ バ ナ ー 補 佐				
グ ル ー プ 幹 事				
地 区 委 員	宍 戸 鐵 男 (会 員 増 強 委 員 長) 岡 田 秀 久 (G S E 委 員)	星 野 亮 雅 (ロ ー タ リ ー 財 団 委 員) 宍 戸 鐵 男 (会 員 増 強 委 員) 若 月 啓 功 (ロ ー タ ー ア ク ト 副 委 員 長)	若 月 啓 功 (ロ ー タ ー ア ク ト 委 員 長)	谷 田 成 雄 (地 区 副 幹 事)

'00～'01 35年度	'01～'02 36年度	'02～'03 37年度	'03～'04 38年度	'04～'05 39年度	'05～'06 40年度
若月啓功	鈴木一雄	関口浩	佐橋治之	岡田秀久	知念昭男
武居郅雄	寺島碩志		中村安宏	飯塚純一	垂水尚志
鈴木一雄	関口浩	佐橋治之	岡田秀久	知念昭男	北田和憲
市瀬義太郎	小椋克廣	津野田範昌	馬場文彦	濱仲幸弘	倉島君夫
小椋克廣	津野田範昌	前山正迪	濱仲幸弘	倉島君夫	高橋正昭
平野輝	平野輝	平野輝	木口弥太郎	佐藤茂	佐藤茂 木口弥太郎
津野田範昌	斉藤深志	小川泰正	清水時雄	小椋克廣	馬場文彦
木口弥太郎	渡辺四朗	大平恵吾	小川泰正 山口隆	岩井信之	山口隆
山口隆		岡田秀久	山本博司	山本博司	須藤新太郎
山内英雄	亀田裕彦	工藤晶巨	岩井信之	亀田裕彦	近藤裕
馬場文彦	前山正迪	須藤新太郎	濱仲幸弘	高橋正昭	瀬戸勝典
亀田裕彦	木口弥太郎	村井武志	小椋克廣	富永義博	林久仁於
新海栄一	馬場文彦	若月啓功	北田和憲	田中昇	田中昇
関口浩	田中昇	武居郅雄	中村長夫	工藤晶巨	山内雄策
岡田秀久	濱仲幸弘	田中昇	須藤新太郎	関口英朗	津野田範昌
田中昇	市瀬義太郎	小椋克廣	津野田範昌	馬場文彦	濱仲幸弘
内野孝治	谷田成雄	知念昭男	田中昇	北田和憲	関口浩
北田和憲	富永義博	堀内直	富永義博	内野孝治	小椋克廣
佐藤和夫	若月啓功	鈴木一雄	関口浩	佐橋治之	岡田秀久
須藤新太郎	須藤新太郎	宮本裕史	倉島君夫	中島米治郎	中島米治郎
伊部高由 渡辺四朗	内野孝治	岡林豊樹	知念昭男	山口隆	佐藤和夫
佐藤泰生	佐藤泰生 藤瓶智	垂水尚志	大平恵吾	若月啓功	藤井公房
金子利	村井武志	中村長夫	村井武志	岡林豊樹	市瀬義太郎
星野亮雅	近藤裕	内野孝治	堀内直	谷田成雄	富永義博
岡林豊樹	北田和憲	清水時雄	工藤晶巨	鈴木一雄	近藤裕
佐橋治之	山本博司	佐藤和夫	若月啓功	堀内直	木口弥太郎
林久仁於 (35周年)					谷田成雄 (40周年)
馬場文彦	前山正迪	須藤新太郎	濱仲幸弘	高橋正昭	瀬戸勝典
		近藤裕			
		市瀬義太郎			
亀田裕彦 (米山増進委員長) 新海栄一 (ガバナー月信委員) 小川泰正 (青少年交換委員)	岡田秀久 (増進・退会防止委員)	岡田秀久 (増進・退会防止委員) 新海栄一 (地区女性委員)	亀田裕彦 (ロータリー財団 ポリオプラス委員) 若月啓功 (バギオ基金委員)	近藤裕 (ロータリー情報委員) 亀田裕彦 (地区副幹事) 佐藤和夫 (ロータリー財団 ポリオプラス委員)	若月啓功 (新世代委員会副委員長)

ク ラ ブ 年 度	'06～'07 41 年 度	'07～'08 42 年 度	'08～'09 43 年 度	'09～'10 44 年 度
会 長	北 田 和 憲	津野田 範 昌	小 椋 克 廣	田 中 昇
副 会 長				
会 長 エ レ ク ト	津野田 範 昌	小 椋 克 廣	田 中 昇	大 平 惠 吾
幹 事	高 橋 正 昭	関 口 英 朗	山 内 千 枝	須 藤 新 太 郎
副 幹 事	関 口 英 朗	山 内 千 枝	須 藤 新 太 郎	桑 原 哲 也
会 計	木 口 弥 太 郎	木 口 弥 太 郎	木 口 弥 太 郎	酒 井 伸 明
会 場 監 督	濱 仲 幸 弘	清 水 玉 江	高 橋 正 昭	倉 島 君 夫
職 業 奉 仕	藤 井 公 房	馬 場 文 彦	馬 場 文 彦	渡 辺 勝 昭
職 業 情 報	馬 場 文 彦			
国 際 奉 仕	亀 田 裕 彦	関 口 浩	亀 田 裕 彦	篠 原 澄 江
社 会 奉 仕	垂 水 尚 志	桑 原 哲 也	岡 田 秀 久	長 尾 新 平
環 境 保 全	新 海 栄 一	大 平 惠 吾	大 平 惠 吾	山 内 千 枝
新 世 代	須 藤 新 太 郎	若 月 啓 功	佐 藤 和 夫	内 田 雅 夫
出 席	篠 原 澄 江	長 尾 新 平	小 向 將 介	高 橋 宏
親 睦 活 動	田 中 昇	濱 仲 幸 弘	桑 原 哲 也	飯 沼 克 美
会 員 選 考	倉 島 君 夫	高 橋 正 昭	関 口 英 朗	北 田 和 憲
会 員 増 強	小 椋 克 廣	岡 田 秀 久	清 水 玉 江	濱 仲 幸 弘
職 業 分 類	山 口 隆	新 海 栄 一	関 口 英 朗	北 田 和 憲
ロ ー タ リ ー 情 報	知 念 昭 男	北 田 和 憲	津野田 範 昌	小 椋 克 廣
規 定 審 議 ・ 細 則		村 井 武 志	近 藤 裕	津野田 範 昌
ク ラ ブ 会 報	丸 岡 昭	丸 岡 昭	丸 岡 昭	小 向 將 介
イ ン タ ー ネ ッ ト	高 橋 正 典	高 橋 正 典	高 橋 正 典	関 口 英 朗
雑 誌 ・ 広 報	市 瀬 義 太 郎	岡 林 豊 樹		
プ ロ グ ラ ム	山 内 雄 策	金 井 雅 彦	濱 仲 幸 弘	高 橋 正 典
ロ ー タ リ ー 財 団	近 藤 裕			
財 団 プ ロ グ ラ ム		近 藤 裕	倉 島 君 夫	木 口 弥 太 郎
ク ラ ブ 基 金	谷 田 成 雄	谷 田 成 雄	谷 田 成 雄	佐 藤 和 夫
世 界 社 会 奉 仕	内 野 孝 治	倉 島 君 夫	佐 橋 治 之	篠 原 澄 江
米 山 奨 学 基 金	佐 藤 和 夫	佐 橋 治 之	関 口 浩	山 口 隆
青 少 年 奉 仕				
姉 妹 ク ラ ブ		小 川 重 行	小 川 重 行	長 尾 新 平
記 念 事 業 実 行 委 員 長				
チ ャ リ ティ ボ ウ リ ン グ 実 行 委 員 長	垂 水 尚 志	桑 原 哲 也	岡 田 秀 久	
ガ バ ナ ー 補 佐				
グ ル ー プ 幹 事				
地 区 委 員	倉 島 君 夫 (職業奉仕委員)	木 口 弥 太 郎 (地区会計監査) 倉 島 君 夫 (R財団奨学委員会副委員長) 岡 田 秀 久 (会員増強・退会防止推進委員) 清 水 玉 江 (女性会員増強推進特別委員)	若 月 啓 功 (地区副幹事〈新世代〉)	近 藤 裕 (国際大会推進委員会委員)

'10～'11 45年度	'11～'12 46年度	'12～'13 47年度	'13～'14 48年度	'14～'15 49年度	'15～'16 50年度
大平 惠吾	濱 仲幸弘	関 口英朗	山 内千枝	高 橋正典	飯 沼克美
濱 仲幸弘	関 口英朗	山 内千枝	高 橋正典	飯 沼克美	小 川泰正
桑 原哲也	高 橋正典	飯 沼克美	飯 沼克美	中 村早苗	宍 戸隆介
高 橋正典	飯 沼克美	照 木信久	中 村早苗	宍 戸隆介	原 田雅章
酒 井伸明	酒 井伸明	中 村隆生	中 村隆生	中 村隆生	池 田大次郎
関 口英朗	照 木信久	桑 原哲也	原 田雅章	鳥 居尚之	関 口英朗
山 内千枝	古 川俊和	馬 場文彦	富 永義博	津野田 範昌	馬 場文彦
篠 原澄江	長 尾新平	岡 田秀久	小 向將介	馬 場文彦	神 尾研二
渡 辺勝昭	渡 辺勝昭	近 藤 裕	桑 原哲也	小 椋克廣	鳥 居尚之
新 海栄一	高 梶健一	亀 田裕彦	田 中 昇	新 海栄一	森 秀夫
若 月啓功	内 田雅夫	新 海栄一	木 口弥太郎	大 平惠吾	
清 水玉江	篠 原澄江	小 向將介	近 藤 裕	原 田雅章	津野田 範昌
高 橋正昭	川 畑 聡	古 川俊和	宍 戸隆介	酒 井真澄	市 川英寿
近 藤 裕	富 永義博				
北 田和憲	田 中 昇	高 梶健一	岡 田秀久	関 口英朗	山 内千枝
近 藤 裕	富 永義博				
田 中 昇	大 平惠吾	濱 仲幸弘			
津野田 範昌	津野田 範昌	田 中 昇	関 口英朗	山 内千枝	高 橋正典
小 向將介	小 向將介				
倉 島君夫	丸 岡 昭	津野田 範昌	多 田幹明	神 尾研二	照 木信久
飯 沼克美	倉 島君夫	中 島米治郎	近 藤 裕	原 田雅章	原 田雅章
木 口弥太郎	木 口弥太郎	小 椋克廣	馬 場文彦	田 中 昇	近 藤 裕
佐 藤和夫	亀 田裕彦	木 口弥太郎			
篠 原澄江	長 尾新平	岡 田秀久	小 向將介	馬 場文彦	神 尾研二
村 井武志	近 藤 裕	北 田和憲	大 平惠吾	岡 田秀久	田 中 昇
					奥 村文直
渡 辺勝昭	渡 辺勝昭				
亀 田裕彦 (45周年)					濱 仲幸弘 (50周年)
				濱 仲幸弘	
				宍 戸隆介	
		近 藤 裕 (社会奉仕委員会委員)		原 田雅章 (ロータリー財団委員会 補助金委員会)	高 橋正典 (青少年委員会) (RYLA委員会)
				桑 原哲也 (奉仕プログラム委員会) (地域社会奉仕委員会)	原 田雅章 (ロータリー財団委員会) (補助金委員会)

ク ラ ブ 年 度	'16～'17 51 年 度	'17～'18 52 年 度	'18～'19 53 年 度
会 長	小 川 泰 正	馬 場 文 彦	中 村 早 苗
副 会 長			
会 長 エ レ ク ト	馬 場 文 彦	中 村 早 苗	照 木 信 久
幹 事	原 田 雅 章	鳥 居 尚 之	宍 戸 隆 介
副 幹 事	鳥 居 尚 之	宍 戸 隆 介	井 口 朗
会 計	池 田 大 次 郎	池 田 大 次 郎	高 野 善 弘
会 場 監 督 ( S A A )	神 尾 研 二	峰 岸 正 明	藤 岡 秀 樹
親 睦 活 動	中 村 早 苗	井 口 朗	飯 沼 克 美
出 席	林 紀 久 子	近 藤 裕	
会 員 選 考	高 橋 正 典	飯 沼 克 美	濱 仲 幸 弘
会 員 増 強			
職 業 分 類			
ロ ー タ リ ー 情 報 ( 直 前 会 長 )	山 内 千 枝	小 川 泰 正	馬 場 文 彦
規 定 審 議 ・ 細 則			
プ ロ グ ラ ム ( 副 幹 事 )	鳥 居 尚 之	濱 仲 幸 弘	井 口 朗
ク ラ ブ 会 報	照 木 信 久	照 木 信 久	高 橋 正 典
雑 誌 ・ 広 報 ・ I T			
職 業 奉 仕	飯 沼 克 美	高 橋 正 典	関 口 英 朗
職 業 情 報			
社 会 奉 仕	藤 岡 秀 樹	神 尾 研 二	関 口 英 朗
国 際 奉 仕	丸 岡 真 一 郎	小 椋 克 廣	近 藤 裕
世 界 社 会 奉 仕			
青 少 年 奉 仕	奥 村 文 直	尾 作 義 明	関 口 英 朗
米 山 奨 学 基 金			近 藤 裕
環 境 保 全	峰 岸 正 明	津 野 田 範 昌	
ロ ー タ リ ー 財 団	近 藤 裕	佐 藤 和 夫	近 藤 裕
財 団 プ ロ グ ラ ム			
ク ラ ブ 基 金			近 藤 裕
記 念 事 業 実 行 委 員 長	飯 沼 克 美 (50 周 年 時 計 塔)	飯 沼 克 美 (50 周 年 時 計 塔)	飯 沼 克 美 (50 周 年 時 計 塔)
ガ バ ナ ー 補 佐			
グ ル ー プ 幹 事			
地 区 委 員	中 村 早 苗 (ロ ー タ リ ー 財 団 委 員 会) (ロ ー タ リ ー 平 和 フ ェ ロ ー シ ッ プ 委 員 会)	中 村 早 苗 (ロ ー タ リ ー 財 団 委 員 会) (ロ ー タ リ ー 平 和 フ ェ ロ ー シ ッ プ 委 員 会)	峰 岸 正 明 (ロ ー タ リ ー 財 団 委 員 会) (ロ ー タ リ ー 平 和 フ ェ ロ ー シ ッ プ 委 員 会)



# 東京国分寺ロータリークラブ会員名簿

(2018年7月1日現在)

	会 員 名	職 業 分 類	会員ID
1	富 永 義 博	弁 護 士 一 般	189866
2	近 藤 裕	税 理 士	189834
3	谷 田 成 雄	陶 磁 器 製 造	189869
4	亀 田 裕 彦	料 理 店 寿 司	189843
5	田 中 昇	ビ ル 塗 装	1515439
6	津野田 範 昌	製 薬 業	2106388
7	小 椋 克 廣	電 気 工 事	2185684
8	馬 場 文 彦	旅 客 バ ス 運 送 業	2286271
9	濱 仲 幸 弘	不 動 産 業	2543110
10	大 平 惠 吾	弁 護 士 一 般	3451264
11	関 口 英 朗	総 合 建 設	5670291
12	高 梶 健 一	苗 木 栽 培	5796307
13	中 島 米 治 郎	内 科 医	5879455
14	高 橋 正 典	情 報 処 理 サ ー ビ ス	6348649
15	飯 沼 克 美	電 気 工 事	6539724
16	照 木 信 久		8016397
17	中 村 早 苗	不 動 産 管 理 及 び 仲 介	8390435
18	井 澤 邦 夫	衣 料 品 販 売	8513814
19	宍 戸 隆 介	ビ ル デ ィ ン グ 賃 貸	8515768
20	小 川 泰 正	不 動 産 業	8604564
21	鳥 居 尚 之	福 祉 施 設 業	8604569
22	神 尾 研 二	印 刷 印 章 製 造 販 売	8604574
23	林 紀 久 子	不 動 産 賃 貸 業	8696087
24	峰 岸 正 明	建 築 請 負 業	8804166
25	丸 岡 真 一 郎	飲 食 業	8987964
26	藤 岡 秀 樹	医 用 電 子 機 器	9248252
27	尾 作 義 明	苗 木 栽 培	9281546
28	井 口 朗	葬 儀 業	9417192
29	芦 谷 公 稔	鉄 道 技 術	9821277
30	田 中 一 也	電 気 技 術	9890942
31	吉 田 賢 二	電 気 工 事 業	
32	岡 田 俊 介	不 動 産 業	
33	池 田 輝 彦	土 地 家 屋 調 査 士	
34	清 水 裕 二	弁 護 士	
35	高 野 善 弘	金 融 業	
36	小 林 晶	不 動 産 業	

	会 員 名	職 業 分 類	会員ID
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			

## 保有備品一覧表

品 名	保有数	品 名	保有数
机スチール片袖（事務用）	1	掲示板	1
スチール大型三段整理庫	1	例会プログラム掲示板	1
スチール書類整理庫	3	札差	2
スチール引違い保管庫	2	電話	1
事務用椅子	1	カメラ	2
折タタミ椅子	13	時計	1
会議机	4	ファクシミリ・コピー機	1
スチールキャビネット	1	パソコン（ノート）	2
ロッカー	1	パソコン（デスクトップ）	1
書類整理箱	1	プリンター	1
バナーかけ	1	電気スタンド	1
バナーかけ（小）	8	ハカリ	1
ニコニコボックス	1	シュレッダー	1
国旗（大）	1	裁断機	1
国旗（小）	1	TVドアホン	1
ロータリー旗（大）	1	冷蔵庫	1
ロータリー旗（小）	2	電気ポット	1
旗スタンド	2	ボイスレコーダー	3
例会場案内板	2	扇風機	1
ロータリーソング歌詞フラッグ	4	レーザーポインター	1
ロータリーソング歌詞パネル	5	プロジェクター	1
周年式典用横断パネル	1	リモコンマウス	1
ホワイトボード（月例）	1	キャスターバック	1

## 東京国分寺ロータリークラブ定款

\* 解釈の仕方：RI 定款および細則、標準クラブ定款、推奨ロータリークラブ細則の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである（国際ロータリー定款第 15 条より）。



## 【ロータリークラブ定款】

### 東京国分寺ロータリークラブ

#### 第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI：国際ロータリー
6. 衛星クラブ  
(該当する場合)：潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
7. 年度：7月1日に始まる12カ月間

#### 第2条 名称

本会の名称は、東京国分寺ロータリークラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

(a) 本会の衛星クラブ（該当する場合）の名称は、

\_\_\_\_\_ロータリー衛星クラブ

(\_\_\_\_\_ロータリークラブの衛星クラブ)とする。

#### 第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、「ロータリーの目的」の達成を目指し、五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施し、会員増強を通じてロータリーの発展に寄与し、ロータリー財団を支援し、クラブレベルを超えたリーダーを育成することである。

(\* 訳注：「第3条 クラブの目的」の原文は「Article 3 Purposes」だが、既存の第5条「目的」[Object]と区別するため、上記の訳では「クラブの」が補足されている。)

#### 第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。国際ロータリー第2750地区

(\* 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリークラブが所定の標準ロータリークラブ定款を採用することと規定している。)

#### 第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

## 第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

## 第7条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第8条第1節、第12条、第15条第4節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

## 第8条 会合

### 第1節 例会。[本節の規定への例外は第7条を参照のこと]

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。例会は、直接顔を合わせるか、オンラインでの例会、またはこれらの方法では例会に出席できない会員のために、オンラインでつながる方法を利用できる。あるいは毎週、もしくは前もって定められた週にクラブのウェブサイト上に参加型の活動を載せることによって例会を開くものとする。ウェブサイト上で開く場合、会合は、ウェブサイトに参加型の活動が掲載される日をもって開かれるとみなされるものとする。
- (b) 会合の変更。正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはその週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。
- (d) 衛星クラブの例会（該当する場合）。細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(b)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(c)に列記されたいずれの理由によっても取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

### 第2節 年次総会。

- (a) 役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。
- (b) 衛星クラブ（該当する場合）は、衛星クラブの管理全般を担う役員を選挙するため、12月31日までに年次総会を開催するものとする。

### 第3節 理事会の会合。理事会のすべての会合について書面による議事録が提供されるべ

きである。この議事録は当該会合後 60 日以内に全会員が入手できるようにすべきである。

## 第 9 条 会員身分に関する規定の例外

本定款の第 10 条第 2 節と 4～8 節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

## 第 10 条 会員身分 [本条の第 2 節および 4～8 節への例外は第 9 条を参照のこと]

**第 1 節 全般的資格条件。**本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および（または）地域社会でよい評判を受けており、地域社会および（または）世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

**第 2 節 種類。**本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の 2 種類とする。

**第 3 節 正会員。**RI 定款第 5 条第 2 節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

~~**第 4 節 衛星クラブの会員。**衛星クラブの会員はスポンサークラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RI から加盟が認められるまで続く。~~

**第 5 節 二重会員。**同時に、本クラブと、本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。

### 第 6 節 名誉会員。

(a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理念を推進するために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選ぶことができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

(b) 権利および特典。名誉会員は、会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

**第 7 節 公職に就いている人。**一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者



には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

**第 8 節 RI の職員。**本クラブは、RI に雇用されている人を会員として保持できる。

## **第 11 条 職業分類**

### **第 1 節 一般規定。**

(a) 主な活動。各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。

(b) 是正または修正。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告が与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

**第 2 節 制限。**5 名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51 名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントより多くなならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、またはローターアクターあるいは RI 理事会によって定義されたロータリー学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

## **第 12 条 出席** [本条の規定への例外は第 7 条を参照のこと]

**第 1 節 一般規定。**各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接またはオンラインのつながりを使って出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、クラブのウェブサイトに例会が掲載されてから 1 週間以内にその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

(a) 例会の前後 14 日間。例会の定例の時の前 14 日または後 14 日以内に、

- (1) 他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブのいずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。または、
- (2) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
- (3) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、RI 元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI 理事会または RI 理事会を代行する RI 会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RI の委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。または、
- (4) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
- (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均 30 分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が 14 日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他クラブあるいは衛星クラブの例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

(b) 例会時において。例会のときに、

- (1) 本節 (a) 項の (3) に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
- (2) RI の役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (4) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (5) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、

(6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

**第2節 転勤による長期の欠席。** 会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

**第3節 出席規定の免除。** 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由あるいは子どもの誕生、養子縁組、または里親となることにより12カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、一つまたは複数のクラブで少なくとも20年の会員歴があり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

**第4節 RI 役員の欠席。** 会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

**第5節 出席の記録。** 本条第3節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

## **第13条 理事および役員および委員会**

**第1節 管理主体。** 本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

**第2節 権限。** 理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持つものとし、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

**第3節 理事会による最終決定。** クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第15条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、各会員に対して与えられていなければならない。

もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

**第4節 役員。**クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長を役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督も役員であるが、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

#### **第5節 役員選挙。**

(a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

(b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。

(c) 資格要件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。クラブ会長の候補者は、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員であるものとする。ただし、1年未満であっても、当該会員の奉仕がこの要件の趣旨を満たしていると地区ガバナーが判断した場合は例外となる。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

~~**第6節 本クラブの衛星クラブの組織運営** (該当する場合)。衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。~~

~~(a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする~~

~~(b) 衛星クラブの理事会。衛星クラブの日々の運営のため、衛星クラブ独自の理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最~~

高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、~~直前議長、議長エレクト、幹事、会計~~である。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、~~ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担う。~~本クラブ内または本クラブに対して、~~いかなる権限も持たない。~~

(e) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、~~毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。~~この報告書には、~~財務諸表と監査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。~~また、本クラブからの要請に応じて、~~その他の報告書を随時提出する。~~

## 第7節 委員会

本クラブは次の委員会を有すべきである。

1. クラブ管理運営
2. 会員増強
3. 公共イメージ
4. ロータリー財団
5. 奉仕プロジェクト

必要に応じて追加の委員会を任命できる。

## 第14条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

## 第15条 会員身分の存続

**第1節 期間。**会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

### 第2節 自動的終結。

(a) 会員の資格条件。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、

(1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(2) 理事会は、本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満た

していることが前提である。

- (b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。
- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

### 第3節 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第11条第2節に適用していない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

### 第4節 終結 — 欠席。[本節の規定への例外は第7条を参照のこと]

- (a) 出席率。会員は、
  - (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも12時間参加していなければならない。または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。
  - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に参加しなければならない(RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。
- (b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第12条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

### 第5節 他の原因による終結。

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のため

に招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2を下回らない賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第10条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリークラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。

- (b) 通知。本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

#### **第6節 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。**

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第19条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲裁。調停もしくは仲裁に使用される手続は第19条に規定された通りである。
- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

**第7節 理事会による最終決定。**もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されな

かった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

**第 8 節 退会。** いかなる会員も、本クラブからの退会の申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

**第 9 節 資産関与権の喪失。** いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

**第 10 節 一時保留。** 本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、
- (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合、理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし 90 日間以内）と追加条件に従い、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、第 15 条第 6 節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席義務を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が過ぎる前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

## **第 16 条 地域社会、国家、および国際問題**

**第 1 節 適切な主題。** 地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓発となり各自が自己の意見を形成する上で、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。



**第2節 支持の禁止。**本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

### **第3節 政治的主題の禁止。**

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配布してはならない。

**第4節 ロータリーの発祥を記念して。**ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

## **第17条 ロータリーの雑誌**

**第1節 購読義務。**RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されているロータリー地域雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、機関雑誌または理事会が承認し、そのクラブに指定したロータリー雑誌を合同で購読する選択肢がある。購読は、本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払い日に支払われるものとする。

**第2節 購読料。**購読料は、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域雑誌の発行所に送金しなければならない。

## **第18条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守**

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を順守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受け取ることができる。各会員は、定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

## **第19条 仲裁および調停**

**第1節 意見の相反。**理事会の決定に関する事以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起こり、このような場合のために規定されている手続によってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決を図るものとする。

**第2節 調停または仲裁の期限。**調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

**第3節 調停。**このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、またはRI理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリークラブの会員のみを指定することができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリークラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理人に要請することができる。

(a) 調停の結果。調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

(b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

**第4節 仲裁。**仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリークラブの会員のみを指定することができる。

**第5節 仲裁人または裁定人の決定。**もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

## 第20条 細則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って随時改正することができる。

## 第 21 条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネットテクノロジーの活用が含まれるものとする。

## 第 22 条 改正

**第 1 節 改正の方法。** 本条第 2 節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI 細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

**第 2 節 第 2 条と第 4 条の改正。** 定款の第 2 条(名称)および第 4 条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも 10 日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI 理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提供することができる。



## 東京国分寺ロータリークラブ細則



## 【東京国分寺ロータリークラブ細則】

クラブ細則は、標準ロータリークラブ定款を捕捉し、クラブの慣習を定めるものである。本文書に記載された細則は、推奨されている。クラブの慣習を反映させて適宜変更を加え、RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款（認められた部分を除く）、ロータリー章典と矛盾していないことを確認のこと。クラブが含めなければならない、義務付けられた条項については、以下に特記されている。

### 第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数：投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数
5. R I：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

### 第2条 役員および理事会および理事

**第1節 役員** 標準ロータリークラブ定款第13条第4節に従うものとする。

**第2節 理事会** 本クラブの管理主体は、本クラブの会員より成る理事会とする。

**第3節 理事** 理事には、標準ロータリークラブ定款第13条第4節に定める役員と、その他に会長の裁量により理事を任命することができる。理事は、15名以内とする。

### 第3条 選挙と任期

#### 第1節

- (1) 当クラブは次々年度会長・幹事の選挙に当り指名委員会を設けるものとする。
- (2) 指名委員の選出に当たっては理事会において7名の候補者を選出し、年次総会の1ヶ月前の例会において会員の同意を得て任命する。
- (3) 指名委員会は上記7名の委員と会長エレクト及び副幹事を以って構成する。
- (4) 指名委員会は会長エレクトが招集し(1)項の指名を行う。
- (5) 会長エレクトは次年度役員および理事を指名し、投票用紙に記載して年次総会において投票に付すものとする。投票の過半数を獲得した理事・役員がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た15名以内の役員および理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙され

た会長候補は、会長ノミニーとなるものとし、その選挙後の次の7月1日に始まる年度に、会長ノミニーのまま理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。

**第2節** 選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

**第3節** 理事会またはその他の役職に生じた欠損は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

**第4節** 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

**第5節** 各役員の任期は以下の通りである。

1. 会長：1年
2. 副会長：1年
3. 会計：1年
4. 幹事：1年
5. 会場監督：1年
6. 理事：1年

## **第4条 役員の任務**

**第1節 会長** 本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

**第2節 直前会長** 会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において 議長を務め、そのほか通常その職に付随する任務を行う。また理事会のメンバーとしての任務、および会長または理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

**第3節 会長エレクト** 理事会のメンバーとしての任務および会長か理事会によって定められるそのほかの任務を行い、会長就任に向けて準備することをもって会長エレクトの任務とする。

**第4節 副会長** 副会長は、パスト会長から選任し、会長及び直前会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において 議長を務め、そのほか通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

**第5節 理事** クラブの会合と理事会の会合に出席する。

**第6節 幹事** 会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会お



よび委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とする。

**第7節 会計** すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あることに、その説明と年次財務報告を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

**第8節 会場監督** 通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会場監督の任務とする。

## **第5条 会合**

### **第1節 総会**

(a) 年次総会 本クラブの年次総会は毎年12月31日までに開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

(b) 臨時総会 会長は理事会の承認をもとに、必要に応じ総会を招集することができる。

**第2節 例会** 本クラブの例会は毎週火曜日、12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべて、クラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、(名誉会員または標準ロータリークラブ定款の規定に基づき、出席を免除された会員を除く) 例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリークラブ定款第8条第1節の規定によるものでなければならない。

**第3節 総会および例会の定足数** 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会(臨時総会を含む) および例会の定足数とする。

**第4節 理事会** 通常理事会は毎月1回定期の例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名以上の理事から要求があるとき、会長によって召集されるものとする。ただし、その場合然るべき予告が行われなければならない。

**第5節 理事会の定足数** 理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

## 第6条 入会金および会費

### 第1節 入会金

- (a) 入会金は50,000円とし、入会承認後直ちに納入するものとする。
- (b) 再入会、並びに同一法人代表者の変更などによる入会者の入会金は必要としない。
- (c) 会員が死亡などにより退会し、退会日より3年を限度として、その配偶者または子息・子女が入会する場合も前(b)項と同様に扱う。
- (d) 一度納付された入会金はいかなる事情といえども返金されないものとする。

### 第2節 年会費

- (a) 会費は年額300,000円とし、半期ごと、毎年2回7月1日および1月1日までに、幹事の請求により納入するものとする。
- (b) RI公式雑誌の購読料に会費を充当する。
- (c) 期中に入会した場合、会費は入会月を除く月割り・月掛けで計算する。なお、1ヶ月あたりの金額は25,000円とする。
- (d) 納入された会費は、いかなる事由があっても返金しないものとする。

### 第3節 正会員特別措置

対象となる新会員

- (a) 同一企業、家族及び後継者、若年層のクラブ会員加入による基盤拡大を計るため、以下の特別措置を設ける。
  - (1) 本クラブの主たる正会員の同一企業の者。
  - (2) 本クラブの主たる正会員の三親等以内の者。
- (b) 特別措置の内容 本節(a)の(1)、(2)に該当する者は、年会費150,000円、入会金0円とする。
- (c) 特別措置終結 本節(a)の(1)、(2)に該当する者は、主たる正会員がその資格を喪失した場合、当年度末日に特別措置は終結する。
- (d) 権利及び特典 特別措置を受けている者は、ロータリークラブ会員として、全ての権利及び特典を有し、定款・細則を遵守しなければならない。
- (e) 年度途中に入会した場合会費は、入会月を除き月割・月掛けで計算する。ただし、1ヶ月あたりの金額は12,500円とする。

## 第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。(注：口頭による採決とはクラブの投票が発声方式

での同意によって行われた場合と定義する。)

## 第8条 五大奉仕活動

五大奉仕活動は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。

## 第9条 委員会

**第1節 委員会の活動と任務** 本クラブの各委員会は、本クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。本クラブは、標準ロータリークラブ定款の第13条第7節に従い、5つの常任委員会を設置し、必要に応じ追加で特別委員会を設置する。

**第2節 委員会における会長の位置付け** 会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つ。

**第3節 委員長の任務** それぞれの委員長は、その委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

## 第10条 出席義務規定の免除

標準ロータリークラブ定款第12条・第3節(a)の規定に基づき、会員は幹事に対して理由を具した書面を持って、例会出席の免除を申請する。免除期間及び理由については、標準ロータリークラブ定款第12条・第3節(a)による。ただし、免除理由に「健康上の理由あるいは子どもの誕生、養子縁組、または里親になること」に「親族の介護」を追加する。標準ロータリークラブ定款第12条・第3節(b)の規定に基づき、会員は幹事に書面を持って、例会出席の免除を申請する。免除期間及び理由については、標準ロータリークラブ定款第12条・第3節(b)による。ただし、「当該規定の発効以前に出席免除を承認された会員には適用しない。」

## 第11条 財務

**第1節** 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

**第2節** 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

**第3節** すべての勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

**第4節** すべての資金業務処理は、毎年1回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

**第5節** 資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

クラブの年次財務報告書がクラブ会員に配布される。

**第6節** 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

## **第12条 会員選挙の方法**

**第1節** 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定ある場合を除き、漏らしてはならない。

**第2節** 理事会は、その被推薦者が標準ロータリークラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

**第3節** 理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これを、クラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

**第4節** 理事会の決定が肯定的であった場合は、推薦者はロータリー情報委員と共に、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

**第5節** 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

**第6節** このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報を RI に報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。

**第7節** クラブは、標準ロータリークラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。その期間は1年間とする。但し、再任を妨げない。

## **第13条 決議**

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

## **第14条 議事の順序**

1. 開会宣言
2. 来訪者（お客様）の紹介
3. 来信、告示事項、およびロータリー情報（会長および幹事）
4. 委員会報告（ある場合）
5. 審議未終了議事
6. 新規議事
7. スピーチその他プログラム
8. 閉会

## **第15条 改正**

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更は、当該例会の10日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

## **付則**

1. 2008年5月13日 改正
2. 2018年4月25日 改正